八千代市第５次総合計画
後期基本計画（原案）

八千代市

目　　次

第１部　総　論 ･･････ 1
第１章　計画策定の趣旨 ･･････ 2
第２章　構成・計画期間 ･･････ 2
第１節　八千代市第５次基本構想 ･･････ 3
第２節　基本計画 ･･････ 4
第３節　実施計画 ･･････ 4
第４節　総合計画とまち・ひと・しごと創生総合戦略の位置づけ ･･････ 4
第３章　市の概要 ･･････ 5
第１節　プロフィール ･･････ 5
第２節　位置・地域・地勢・気象 ･･････ 6
第４章　まちづくりの現状と課題 ･･････ 7
第１節　まちづくりの現状 ･･････ 7
第２節　まちづくりの課題 ･･････ 8
第５章　人口の将来推計 ･･････ 9
第６章　財政収支の見通し ･･････ 10
第７章　ゾーニング計画 ･･････ 11
第１節　面的ゾーニング計画 ･･････ 12
第２節　軸的ゾーニング計画 ･･････ 15
第８章　計画の進行管理 ･･････ 16

第２部　リーディングプロジェクト ･･････ 17
第１章　リーディングプロジェクトの目的・構成 ･･････ 18
第２章　リーディングプロジェクトの概要 ･･････ 20
第１節　「人がつながる（コネクト）」プログラム ･･････ 20
第２節　「未来につなぐ（フューチャー）」プログラム ･･････ 23
第３節　「緑豊かな（グリーン）」プログラム ･･････ 25
第４節　「笑顔あふれる（スマイル）」プログラム ･･････ 26

第３部　部門別計画 ･･････ 29
【総合計画の各施策とＳＤＧｓ，ウェルビーイングの関係】 ･･････ 31
【第５次総合計画後期基本計画の施策とＳＤＧｓの目標との相関】 ･･････ 32
第１章　ともに支え合い健やかでいきいきと過ごせるまちづくり ･･････ 35
第１節　こども・子育て ･･････ 36
１　こども支援 ･･････ 36
２　保育環境・幼児教育 ･･････ 38
３　子育て支援 ･･････ 40
第２節　地域福祉 ･･････ 42
１　地域共生 ･･････ 42
２　障害者福祉 ･･････ 44

３　高齢者福祉 ・・46
４　生活困窮者等支援 ・・48
第３節　社会保険 ・・・50
１　国民健康保険・後期高齢者医療 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・50
２　介護保険 ・・52
３　国民年金 ・・54
第４節　健康 ・・56
１　保健 ・・・56
２　医療 ・・・58
第２章 豊かな心と文化を育むまちづくり ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・61
第１節　教育 ・・・62
１　学校教育 ・・・62
２　青少年健全育成 ・・・66
第２節　生涯学習 ・・68
１　生涯学習 ・・68
第３節　文化 ・・・70
１　文化芸術 ・・72
２　文化財 ・・・72
第４節　スポーツ ・・74
１　スポーツ・レクリエーション ・・74
第３章 安心・安全に暮らせるまちづくり ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・77
第１節　暮らしの安心 ・・78
１　市民相談・消費生活 ・・78
第２節　暮らしの安全 ・・80
１　防災・減災 ・・・80
２　消防 ・・82
３　防犯 ・・84
４　交通安全 ・・・86
第３節　上下水道 ・・88
１　水道 ・・88
２　下水道 ・・・90
第４章 快適で環境にやさしいまちづくり ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・93
第１節　市街地・住環境の整備 ・・94
１　市街地の整備・活性化 ・・94
２　住宅 ・・96
３　公園・緑地 ・・98
第２節　総合交通・道路環境の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・100
１　総合交通 ・・100
２　道路環境 ・・102
第３節　環境との共生・保全 ・・104
１　生活環境 ・・104
２　自然環境 ・・106

第４節　循環型社会 ･･･108
１　廃棄物処理・リサイクル ･･･108
第５章 産業が元気なまちづくり ･･･111
第１節　農業 ･･･112
１　農業振興 ･･･112
２　農地保全 ･･･114
第２節　商工業 ･･･116
１　商業振興 ･･･116
２　工業振興 ･･･118
第３節　労働環境 ･･･120
１　就業・雇用 ･･･120
第６章 計画の推進のために ･･･123
第１節　市民にわかりやすいまちづくりの推進 ･････････････････････････････････124
１　透明性の高い市政の推進 ･･･124
２　市民参画体制の充実 ･･･125
第２節　地域の視点に立ったまちづくりの推進 ･････････････････････････････････126
１　コミュニティ活動の推進 ･･･127
第３節　多様性のあるまちづくりの推進と魅力発信 ･････････････････････････････128
１　人権の尊重と男女共同参画の推進 ･････････････････････････････････････129
２　多文化共生社会の推進 ･･･130
３　平和と交流によるまちづくりの推進 ･･･････････････････････････････････130
４　シティプロモーション・観光の推進 ･･･････････････････････････････････131
第４節　持続可能な行政経営の確立 ･･･132
１　効率的な行政運営の確立 ･･･133
２　健全な財政運営の推進 ･･･134
３　公共施設等の一体的なマネジメントの推進 ･････････････････････････････134
４　自治体ＤＸの推進 ･･･135

第４部　第３期八千代市まち・ひと・しごと創生総合戦略
～デジタル田園都市国家構想の実現に向けて～ ･････････････････････････････137
第１章　趣旨 ･･･138
第２章　目指すべき展望 ･･･138
第３章　横断的な視点と基本目標 ･･･････････････････････････････････････139
第４章　第５次総合計画後期基本計画との関連 ･････････････････････････････142

第１部　総　論

第１章　計画策定の趣旨
第２章　構成・計画期間
第３章　市の概要
第４章　まちづくりの現状と課題
第５章　人口の将来推計
第６章　財政収支の見通し
第７章　ゾーニング計画
第８章　計画の進行管理

第１章　計画策定の趣旨

本市では，八千代市第５次基本構想に基づき，令和３（２０２１）年３月に策定した前期基本計画を総合的な行政経営の指針としてまいりました。この前期基本計画の計画期間が令和６（２０２４）年度で満了することから，第５次基本構想に掲げる将来都市像の実現に向けて，今後４か年にわたって取り組むべき施策を体系的に示す行政経営の最上位計画として，後期基本計画を策定しました。

第２章　構成・計画期間

総合計画は，「基本構想」・「基本計画」・「実施計画」からなる３層で構成されています（図表１）。

図表１　総合計画の構成

第１節　八千代市第５次基本構想

八千代市第５次基本構想では，本市のまちづくりを長期的な視点で進めるための将来都市像（図表２）と基本理念（図表３）とともに，将来都市像の実現に向けた施策の大綱を示しています。

計画期間は，令和３（２０２１）年度から令和１０（２０２８）年度までの８年間です。

図表２　将来都市像

人がつながり　未来につなぐ
緑豊かな　笑顔あふれるまち　やちよ

「人がつながり」とは…	人と人とのふれあいだけでなく，行政と地域の様々な団体との交流や連携により，市民の誰もが孤立しないまちの姿を表しています。
「未来につなぐ」とは…	先人たちがこれまで築いてきた歴史や文化，豊かな自然環境，活気あふれる産業を次世代へ継承しながら持続するまちの姿を表しています。
「緑豊かな」とは…	市民共通の誇りであり宝である本市の豊かな自然環境に恵まれたまちの姿を表しています。
「笑顔あふれる」とは…	喜びや希望，活気を連想させ，安心して明るく暮らせるまちの姿を表しています。

図表３　基本理念

誇りと愛着	市民の誰もがこのまちを愛し，誇りを持ってこのまちに暮らしたい，住んでいたいと思う，そんな魅力あふれるまちづくりを推進します。
共生と自立	市民やコミュニティの自主的活動を促進し，市民と行政が互いにパートナーとして共に支え合うまち，自立するまちづくりを推進します。
安心と安全	市民の誰もが生涯にわたって，いきいきと安心して暮らすことができるまち，快適で安全な生活が送れる持続可能なまちづくりを推進します。

第２節　基本計画

基本構想を実現するため，重点的に取り組むべき分野をリーディングプロジェクトとして位置づけるほか，まちづくりの基本的な施策を体系的に示す計画です。

基本構想の計画期間を前期と後期に分け，前期は令和３（２０２１）年度から令和６（２０２４）年度までの４年間，後期は令和７（２０２５）年度から令和１０（２０２８）年度までの４年間です。

ただし，計画期間内であっても，大きな社会経済情勢の変化や新たな市民ニーズへの対応が必要になった場合は，必要に応じて見直します。

第３節　実施計画

基本計画において定められた施策を効果的に実施するための具体的な事業を示す計画です。期間は３年間とし，ローリング方式*により毎年度見直します。

第４節　総合計画とまち・ひと・しごと創生総合戦略の位置づけ

本市では，令和３年（２０２１）年３月に第２期八千代市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し，少子高齢化や人口減少の抑制とともに，地域経済の発展や活力ある地域社会の形成に向けて取り組んできました。

この度，同戦略の計画期間が令和６（２０２４）年度で満了することから，八千代市人口ビジョン（令和５（２０２３）年改訂版）を踏まえて，「第３期八千代市まち・ひと・しごと創生総合戦略～デジタル田園都市国家構想の実現に向けて～」を第５次総合計画後期基本計画に包含するものとして一体的に策定しました（図表４）。

同戦略では，国が令和５（２０２３）年１２月に改訂したデジタル田園都市国家構想総合戦略*を踏まえ，デジタル技術を施策横断的に活用した取組を推進します。

図表４　総合計画とまち・ひと・しごと創生総合戦略の位置づけ

＊ ローリング方式：毎年の環境変化を考慮して計画を見直し，必要な改訂を行う方法。
＊ デジタル田園都市国家構想総合戦略：デジタル田園都市国家構想とは，デジタル実装を通じて地方が抱える課題を解決し，誰一人取り残されず全ての人がデジタル化のメリットを享受できる心豊かな暮らしを実現するという構想。デジタル田園都市国家構想総合戦略とは，同構想を実現するために，各府省庁の施策を充実・強化し，施策ごとに令和５（２０２３）年度から令和９（２０２７）年度までの５か年の重要業績評価指標と工程表を位置づけたもの。

第３章　市の概要
第１節　プロフィール

市制施行	昭和４２（１９６７）年1月1日
八千代という名称	昭和２９（１９５４）年1月１５日，大和田町と睦村が合併した際，公募により決定しました。
市　章	昭和３４（１９５９）年１０月1日， 公募により制定しました。
市の特産	「梨」 米本，村上地区を中心に，幸水，豊水，新高などの品種が栽培，出荷されています。令和６（２０２４）年に八千代の梨が栽培開始から１１０周年を迎えました。 「人参」 生産・出荷が安定している春夏ニンジンは，国の指定産地に選ばれています。
市の木	「ツツジ」 昭和４６（１９７１）年3月4日， 公募により指定しました。
市の花	「バラ」 市制施行３０周年を記念し，平成９（１９９７）年１月１日，投票により指定しました。
シンボルマーク	市制施行３０周年を記念し，平成９（１９９７）年１月１日，投票により指定しました。
八千代市イメージキャラクター	「やっち」 市制施行４５周年を記念し，市民から公募した７１２作品の中から市民投票と選考委員会が選定を行い，平成２４（２０１２）年１１月２２日に決定しました。横顔は市章をモチーフとしており，体の色はシンボルマークと同じ，自然豊かな八千代市をイメージさせるブルーグリーンです。
姉妹都市	アメリカ合衆国テキサス州タイラー市
友好都市	タイ王国バンコク都　　北海道釧路市

第２節　位置・地域・地勢・気象

本市は，東京都心から約３１ｋｍ，千葉市中心部から約１３ｋｍ，成田国際空港から約２６ｋｍの千葉県北西部に位置し，面積は５１．３９ｋｍ^2（東西８．１ｋｍ，南北１０．２ｋｍ）となっています（図表５）。

地勢は，標高５～３０ｍのなだらかな台地が広がり，市域のほぼ中央を新川（印旛放水路）が南北に流れています。

また，市南部を京成本線が，ほぼ中央を東葉高速線が横切るように走り，国道１６号が南北に，国道２９６号が東西に貫いています。

気象は，令和５（２０２３）年において，年平均気温１７．０℃，年間降水量１，２０８ｍｍであり，年間を通して比較的温和です。

図表５　本市の位置概要

八千代市の地域の設定

（資料）八千代市都市マスタープラン（令和５年７月）

現在の地域区分は，第５次総合計画前期基本計画を踏襲し，阿蘇地域，村上地域，睦地域，大和田地域，高津・緑が丘地域，八千代台地域，勝田台地域の７地域が基本となっていますが，各分野の個別計画では，計画の策定趣旨に適した地域設定を行います。

第４章　まちづくりの現状と課題

第１節　まちづくりの現状

第５次総合計画後期基本計画の策定にあたり，現行の総合計画の施策分野ごとの統計データ等を分析し，本市の内部環境（強み・弱み）を「見える化」するとともに，本市を取り巻く外部環境のトレンド（機会・脅威）をＳＷＯＴ（スウォット）分析*で整理しました（図表６）。

図表６　本市の内部環境・外部環境

内部環境

プラス要因	マイナス要因
強み（Strength）	弱み（Weakness）
子育て世代が多い	保育所に入所しにくい
医療環境が充実している（市民の健康意識も高い）	学校のキャパシティが不足する地域がある
コンパクトなまちが形成されている	高齢者向け福祉施設の需給がひっ迫している
社会インフラ（上下水道や市道など）が整備されている	スポーツ施設が少ない
火災が少ない（地域の火災への対応力も強い）	地域のコミュニティづくりの場が少ない
犯罪が減少傾向となっている	有望な雇用市場を抱えている割に産業集積が乏しい
周辺地域のなかでは大規模農家が多い	周辺地域より商業売上の伸びが鈍い
一般廃棄物の排出量が少ない	農業が衰退傾向となっている
東京都心へのアクセス利便性が良い	女性及び高齢者の就業率が低い
住宅需要が多い	歴史的な建造物・彫刻や工芸品などが少ない
東京近郊地域からの移住が多い	財政の硬直化が続いている

外部環境

プラス要因	マイナス要因
機会（Opportunity）	脅威（Threat）
コロナ禍からの脱却に伴う経済成長	人口減少・高齢化の進行に伴う内需縮小リスク
近年の都市部への人口集中傾向の復活	インフレによる企業経営や市民生活への悪影響
SDGs（脱炭素）に関する意識の高まり	地域間競争の激化（定住促進・企業誘致等）
DX（デジタルトランスフォーメーション）の進展	激甚な被害をもたらす自然災害の増加
成田空港の機能強化や高速道路網の整備進展	大規模災害（首都直下型地震等）の発生リスク
ウィズコロナ時代における人々の価値観の変化	戦争等による国際情勢などの地政学的リスク

＊ ＳＷＯＴ分析：内部環境と外部環境を，強み（Strength），弱み（Weakness），機会（Opportunity），脅威（Threat）の観点から整理し，分析する手法。

第２節　まちづくりの課題

本市のまちづくりの現状を令和５（２０２３）年度に実施した各種調査で明らかにするなか，本市のまちづくりの課題を整理しました（図表７）。

図表７　本市のまちづくりの課題

（１）高齢者福祉の推進

（２）子育てしやすいまちづくりの推進

（３）公共交通の充実（移動手段の多様化）

（４）防災・防犯の対応力強化

（５）移住・定住の促進

（６）生活インフラの更なる充実

（７）産業振興による雇用の場の創出

（８）本市固有の文化・観光資源を活用したにぎわいづくり

（９）地域コミュニティの活性化

（10）ＳＤＧｓ（脱炭素）の推進

（11）ＤＸを活用したまちづくりの推進

第５章　人口の将来推計

八千代市人口ビジョン（令和５（２０２３）年改訂版）における将来人口推計では，本市の総人口は，令和１１（２０２９）年の約２１万人をピークに減少傾向となり，令和４２（２０６０）年には約１８万５千人まで減少すると予想しています（図表８，９）。

図表８　本市の人口推移

（資料）八千代市人口ビジョン（令和5（2023）年改訂版）

図表９　男女別・年齢（5歳階級）別人口の推計結果（人口ピラミッド）（基本推計）

総人口：200,275人

総人口：184,556人

（資料）八千代市人口ビジョン（令和5（2023）年改訂版）

第６章　財政収支の見通し

本市における財政収支の見通しは，歳入面では，自主財源の根幹をなす市税について，大幅な増収を見込めない一方，歳出面では，社会保障関係経費や公共施設等の改修・更新など，避けることのできない財政需要の増加が見込まれます。また，現下の労務単価や資材価格の高止まりの影響についても長期化が懸念され，厳しい財政状況が続く見通しとなっています。

歳入歳出の収支の均衡を図るため，市税徴収率の向上や新たな財源などの積極的な歳入確保はもとより，事業の見直しや効率的な業務の執行により歳出を抑制することが必要となります。また，適正な市債の発行と債務負担行為の設定により将来負担の適正管理を図るとともに，財政調整基金についても本来の財政調整機能としての役割を踏まえ一定程度確保することにより，持続可能な財政運営に努めます。

第７章　ゾーニング計画

本市は，都市的な地域と自然豊かな地域がバランスよく調和したまちとしての特性を有しており，今後も，このバランスを保ったまちづくりを進めていくことが重要です。

このため，八千代市第５次基本構想に定める土地利用の基本的な方針に基づき，市域の南部を市街地ゾーン，北部を自然環境保全ゾーンの２つの面的ゾーンとして設定します（図表１０）。

面的ゾーンでは各ゾーンの中でエリアを設定するとともに，この２つの面的ゾーンを結ぶ軸となる新川及び桑納川周辺をふれあいネットワーク軸として地域交流の拠点区域とするなど，それぞれのゾーンにおける整備の方向性を明らかにしたゾーニング計画*を示し，市域全体として均衡と調和のとれた将来のまちづくりを推進します。

図表 10　ゾーニング計画図

＊ ゾーニング計画：類似した地域をまとめて計画していくこと。

第１節　面的ゾーニング計画

１　市街地ゾーン

（1）既成市街地エリア

【特徴と現況】

- 京成本線沿線を中心とした様々な都市機能の集積による利便性の高い生活環境とともに，長い歴史と風土の中で育まれた地域文化が魅力となっています。
- 市街地形成後，相当の期間が経過しており，居住環境の変化や都市機能の老朽化がみられることから，地域の活性化や都市機能の再構築が求められています。

【方向性】

- 駅周辺の再生と活性化を基本としたにぎわいのある市街地づくりを進めるとともに，都市拠点の形成と拠点を結ぶ交通ネットワークにより，コンパクトで利便性の高い良好な市街地の形成を図ります。
- ユニバーサルデザイン*を基本に，誰もが暮らしやすい都市空間の形成とともに，地域のつながりや人々のあたたかな交流が育まれ，人がつながり，住み続けたくなる魅力あふれるまちづくりを進めていきます。

【エリアの概要】

範　囲	市域の南部に位置し，おおむね国道２９６号周辺から南側の範囲
人　口	８２，８９６人（市内シェア：４０．２%）【令和５（２０２３）年度】
土地利用	・自然的土地利用が９．１%，都市的土地利用が９０．９%となっており，このうち，住宅用地が４１．７%を占めています。【令和３（２０２１）年度】
交通環境	・本地域を東西に京成本線が横断し，八千代台駅・京成大和田駅・勝田台駅があります。 ・道路は，交通量が非常に多い国道１６号及び国道２９６号のほか，一般県道幕張八千代線及び一般県道大和田停車場線が通っています。
主な地域資源	公共施設：八千代台支所，パスポートセンター，勝田台支所，高津連絡所，教育委員会庁舎，男女共同参画センター 文化施設：大和田公民館，高津公民館，勝田台公民館，八千代台公民館，八千代台東南公民館，大和田図書館，八千代台図書館，勝田台図書館，勝田台文化センター，八千代台文化センター，八千代台東南公共センター 文化財：勝田の獅子舞，高津のハツカビシャ，高津新田のカラスビシャ

＊ ユニバーサルデザイン：年齢や障害の有無にかかわらず，全ての人が使いやすく分かりやすい設計。

(2)複合市街地エリア

【特徴と現況】

- 東葉高速線沿線での開発や土地区画整理事業などにより整備された住宅系の地区，駅周辺を中心とした商業系の地区，既存の工業団地が立地する工業系の地区，自然が残されている市街化調整区域が配置され，様々な都市機能や自然の魅力が集積するエリアです。

【方向性】

- 多様な都市機能が集積する魅力を生かした都市空間と，ゆとりのある誰もが暮らしやすい良好な生活環境を維持しながら，商工業の発展に資する活力あふれるまちづくりを進めていきます。

【エリアの概要】

範　囲	市域の中央部に位置し，おおむね国道２９６号の周辺から国道２９６号バイパス周辺までの範囲
人　口	１０８，７５４人（市内シェア：５２．８％）【令和５（２０２３）年度】
土地利用	・自然的土地利用が２６．１％，都市的土地利用が７３．９％となっており，このうち，住宅用地は２５．２％を占めています。【令和３（２０２１）年度】
交通環境	・鉄道は，地域のほぼ中央部を東西に東葉高速線が横断しており，八千代緑が丘駅，八千代中央駅，村上駅，東葉勝田台駅があります。 ・道路は，交通量が非常に多い国道１６号及び国道２９６号のほか，主要地方道船橋印西線が通り，その他，都市計画道路の整備が進められています。
主な 地域資源	公共施設：市役所，緑が丘支所，村上支所，福祉センター，児童発達支援センター，保健センター，清掃センター，ふれあいプラザ 文化施設：村上公民館，緑が丘公民館，中央図書館，緑が丘図書館，総合生涯学習プラザ，市民会館，郷土博物館，市民ギャラリー スポーツ施設：市民体育館，総合グラウンド，八千代市総合運動公園野球場 文化財：飯綱神社，正覚院，村上の神楽 公園：県立八千代広域公園 医療施設：東京女子医科大学附属八千代医療センター（以下「八千代医療センター」という。）

２　自然環境保全ゾーン

(1)自然環境保全エリア

【特徴と現況】

- 新川，神崎川，桑納川などの河川や，水田，畑，果樹園などの農地，谷津・里山などが，豊かな自然環境をつくり出しています。また，豊かな自然環境の中に農村集落が点在しているほか，大学町地区，米本団地地区，八千代カルチャータウン地区などの市街地が形づくられています。

【方向性】

- 引き続き，農業の振興と自然環境の保全に努めるとともに，水と緑の恵みを生かし，自然と都市が調和するまちづくりを進めていきます。

【エリアの概要】

範　囲	市域の北部に位置し，おおむね国道２９６号バイパスから北側の範囲
人　口	１４，３１５人（市内シェア：７．０％）【令和５（２０２３）年度】
土地利用	・ 自然的土地利用が６２．５％，都市的土地利用が３７．５％となっており，このうち，田は１８．６％，畑は１８．５％を占めています。【令和３（２０２１）年度】
交通環境	・ 道路は，国道１６号や主要地方道船橋印西線・千葉竜ヶ崎線，一般県道八千代宗像線が通っていますが，国道１６号や主要地方道船橋印西線では慢性的な交通渋滞が発生しています。また，八千代カルチャータウン地区では商業施設や物流施設の立地により，　交通量の増加が予想されることから，その対策について検討する必要があります。
主な 地域資源	公共施設：米本支所，睦連絡所 文化施設：阿蘇公民館，睦公民館 観光施設：八千代ふるさとステーション，やちよ農業交流センター 文化財：米本稲荷神社，長福寺，佐山の獅子舞

第２節　軸的ゾーニング計画
１　ふれあいネットワーク軸

【特徴と現況】

- 本市のほぼ中央を南北に貫く新川及びその支流である桑納川周辺には，長い歴史の中で育まれてきた豊かな自然が広がり，新川両岸にはサイクリングやウォーキングができる遊歩道が整備され，その遊歩道脇には河津桜に代表される新川千本桜が植樹されています。

【方向性】

- この新川及び桑納川周辺は，既成市街地エリア・複合市街地エリア・自然環境保全エリアの３つの面的エリアを結ぶ軸としての形態を持つことや，他地域からの来訪者も多いことから，３つの面的エリアを結ぶふれあいネットワーク軸と位置づけ，地域交流や生涯学習を通じて，人と人，人と自然のふれあいの場として，隣接自治体との連携を図りながら一体的な活用を推進します。
- 都市化が進展する中において，この貴重な水と緑の空間に代表される自然環境を守り，次世代に引き継いでいきます。

第８章　計画の進行管理

総合計画を推進していくためには，各施策に着実に取り組んだうえで，その効果について検証し，その目的が達成されるよう，改善していく必要があります。

そのため，有識者や公募した市民からなる総合計画審議会において，進捗状況の評価を受けるとともに，施策の推進に資する意見を頂き，実施計画を改善，実施していくことでＰＤＣＡサイクルを継続的に循環させることにより，総合計画に沿ったまちづくりを着実に進めます。（図表１１）。

さらに，新たな感染症の発生や戦争等による国際情勢などの地政学的リスク，激甚な被害をもたらす自然災害の脅威など，本市を取り巻くさまざまな環境変化に対して，迅速な意思決定及び的確な行動がとれるよう，ＯＯＤＡ（ウーダ）ループ*を活用して臨機応変に施策・事業を推進します。

図表 11　ＰＤＣＡサイクルとＯＯＤＡループの関係

＊ ＯＯＤＡループ：Observe（観察），Orient（状況判断），Decide（意思決定），Act（行動）のプロセスを循環させるフレームワークで，環境変化の激しい時代において，着実な成果をあげられる行動と組織づくりが可能な手法といわれる。前のループに戻って再開したり，任意の段階からループをリスタートしたりできるなど運用面で柔軟性があることが特徴。

第２部　リーディングプロジェクト

第１章　リーディングプロジェクトの目的・構成
第２章　リーディングプロジェクトの概要

第１章　リーディングプロジェクトの目的・構成

リーディングプロジェクトとは，本市が第５次基本構想で掲げる将来都市像を実現するために，重点的に取り組むべき分野について，後期基本計画の部門別計画における施策を庁内横断的に推進するプロジェクトです。

重点的に取り組むべき分野は，本市の将来都市像を踏まえて４つのプログラムにまとめるとともに，その具体的な取組を６つのプロジェクトに整理しました（図表１２，１３）。

図表 12　リーディングプロジェクトの位置づけ

（将来都市像）
人がつながり　未来につなぐ　緑豊かな　笑顔あふれるまち　やちよ

（リーディングプロジェクト）

■「人がつながる（コネクト）」プログラム
（Project1）ライフステージに応じた行政サービスの充実
（Project2）地域の魅力づくりとにぎわい創出

■「未来につなぐ（フューチャー）」プログラム
（Project3）DXを活用したまちづくりの推進
（Project4）ゼロカーボンシティの実現に向けた取組強化

■「緑豊かな（グリーン）」プログラム
（Project5）豊かな自然環境の保全と活用

■「笑顔あふれる（スマイル）」プログラム
（Project6）都市基盤の充実と災害リスクへの対応力強化

（後期基本計画）
６つの部門別計画

図表 13　リーディングプロジェクトと部門別計画の相関図

第２章　リーディングプロジェクトの概要
第１節　「人がつながる（コネクト）」プログラム

まちの将来像　人と人とのふれあいに加えて，行政と地域の様々な団体との交流や連携により，市民の誰もが孤立しないまち

（Ｐｒｏｊｅｃｔ１）ライフステージに応じた行政サービスの充実

現　状

- 本市の人口（約２０万人：県内８位）は現在も増加基調が続いており，小中学校や保育所，福祉施設などの生活インフラが不足している地域があり，更なる充実が求められています。
- 一方，本市の人口は令和１１（２０２９）年をピークに減少に転じることが見込まれ，税収の減少に伴う行政サービスの質の低下や，少子高齢化の進行に伴って，老老介護や一人暮らしの高齢者の医療・介護といった社会保障制度に対する市民の不安も強まっています。

取組の方向性

（１）結婚，出産，子育てを安心して行える環境づくり

- 結婚，出産，子育てというライフステージに応じた切れ目のない支援により，各家庭の実情にあわせた子育て環境を整えます。
- 保育環境の充実と質の向上により，子育てしながら働く環境を整えます。

（２）高齢者が安心して暮らせる保健・医療・福祉・就労支援

- 健康寿命*の延伸に向けた生活習慣を身につけるための相談の場の提供や講座を開催します。
- 八千代医療センターや医師会，歯科医師会と協力し，救急医療体制を維持するとともに，看護師などの確保及び質の向上を図ります。
- 移動が困難な高齢者の外出を支援するとともに，要介護状態の重度化防止を図ります。
- 高齢になっても働く選択肢を持てるよう，高齢者の就労支援を行います。

（３）次世代を担う子どもたちへの教育の質の向上

- ＥＳＤ*（持続可能な開発のための教育）の推進により，教育内容の充実を図ります。
- 教育ＤＸ*を推進し，児童生徒の情報活用能力を育成します。
- 児童生徒の教育環境を整えるため，学校規模の適正化を図ります。

---

* 健康寿命：健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。
* ＥＳＤ：Education for Sustainable Development の略。ESD とは，人類が将来の世代にわたり恵み豊かな生活を確保できる持続可能な社会を実現していくことを目指して行う学習・教育活動のこと。
* 教育ＤＸ：デジタル技術やデータを活用し、教育手法や教職員の事務作業などを変革する取組。

（Ｐｒｏｊｅｃｔ２）地域の魅力づくりとにぎわい創出

現　状

- 都市開発の動向をみると，東葉高速線の沿線地域では，土地区画整理事業を中心に計画的な市街地の整備が進み，主に東京近郊エリアからの移住ニーズの受け皿となって，本市の人口増加を下支えしてきました。
- 本市の北部地域には，水田や畑，樹林地が広がり，貴重な谷津・里山など多くの自然が残されており，豊かな河川環境を利用した学びの場や市民の憩いの場も形成されています。
- 京成本線沿線を中心とした大和田・八千代台・勝田台などの既成市街地は，昭和４０（１９６５）年代後半の本市の人口急増のけん引役として重要な役割を果たしましたが，現在は，まちの成熟とともに住民の高齢化が進み，老朽化した社会インフラや空き家が増加するなど，駅周辺の求心力の低下が懸念されています。令和５（２０２３）年１０月には，京成本線沿線の地域活性化を推進するため，八千代市京成本線沿線まちづくりビジョンを策定しました。
- 昭和４０（１９６５）年代以降に相次いで整備された大規模なＵＲ都市機構*の住宅団地（米本団地，高津団地，村上団地）では，建物の経年劣化とともに居住者の高齢化に伴う人口減少が進んでおり，将来を展望すると，生活利便性の低下やコミュニティの希薄化などが懸念されます。
- 本市が将来にわたって競争力を維持していくためには，豊かな自然環境や良好な生活環境などの地域資源を活用したまちの魅力の創出及びブラッシュアップ*に加え，シティセールス*による情報発信力の強化など，定住や移住促進につながる取組が不可欠です。
- 産業面に目を転じると，人口が増加基調にあるなど有望な雇用市場を抱えていることや，東京都心へのアクセス利便性が良いなど，産業面のポテンシャルが高いにもかかわらず，産業集積が限定的となっています。本市における企業誘致の伸びしろは高いだけに，産業振興による雇用の場の確保は重要な課題です。

取組の方向性

（１）京成本線沿線のまちづくりの推進

- 京成本線沿線の地域活性化の推進にあたり，八千代市京成本線沿線まちづくりビジョンに掲げた各駅周辺の将来像の実現に向けて，まちづくりを推進します。
- 空き家などの発生の抑制と適切な維持管理の促進により，安心して暮らせる地域づくりを推進します。

---

* ＵＲ都市機構：独立行政法人都市再生機構。
* ブラッシュアップ：すでにあるものや現在の状態をより良くすること。
* シティセールス：都市イメージの向上や都市ブランド力を高めるため，市の内外に向けて戦略的に市の情報を発信すること。

（2）ＵＲ３団地の活性化

- 市内３団地（米本団地，高津団地，村上団地）の再生に向け，ＵＲ都市機構の取組に協力するなど，団地内のコミュニティの活性化を図ります。

（3）観光振興による市内のにぎわい創出

- 本市の施設やイベントなどに，市民はもちろん市外の多くの人に訪れてもらうため，関係団体と連携しつつ，ＳＮＳ*や市ホームページなどを積極的に活用し，ＰＲを図ります。
- 八千代ふるさとステーション（道の駅やちよ）のリニューアル*により，「農・遊び・防災」を兼ね備えた更なるにぎわいの創出を図ります。

（4）産業振興による雇用の場の確保

- 八千代商工会議所と連携して，市内中小企業と大学などとのマッチング，市内中小企業間や関係団体との情報交換を推進します。
- 八千代市創業支援等事業計画に基づいて，創業希望者や創業して間もない人を支援します。
- 産業誘導を促進し，地域住民の新たな雇用の創出を図ります。

---

* ＳＮＳ：Social Networking Service の略。登録された利用者同士が交流できるＷＥＢサイトのサービスのこと。
* リニューアル：建築物や構造物などの一部，又は全部を作り替えたり，別のものに取り換えたりして，新しいものに作り直すこと。

第２節「未来につなぐ（フューチャー）」プログラム

まちの将来像　先人たちがこれまで築いてきた歴史や文化，豊かな自然環境，活気あふれる産業を次世代へ継承しながら持続するまち

（Ｐｒｏｊｅｃｔ３）ＤＸを活用したまちづくりの推進

現　状

- 新型コロナウイルスの感染拡大の影響もあって，我が国のデジタル化の遅れが明らかになる一方で，テレワークの急速な普及など，市民の働き方や行動様式，価値観が多様化しています。
- 令和３（２０２１）年に「デジタル庁」が創設されるとともに，令和４（２０２２）年には「デジタル田園都市国家構想基本方針」及び「デジタル田園都市国家構想総合戦略」が閣議決定され，国はデジタル・トランスフォーメーション（ＤＸ）*の推進によるデジタル社会の実現を目指しています。
- 本市では，令和５（２０２３）年１２月に八千代市ＤＸ推進方針を策定し，八千代市情報化推進協議会の審議を踏まえて，ＤＸを推進しています。

取組の方向性

（１）スマート自治体*の実現

- 「ストレスフリーな市役所」「行政事務の効率化」「人に寄り添うデジタル化」の３つを本市のＤＸの基本方針に掲げ，市民や職員の利便性向上及び業務改善による生産性向上に向けた取組を推進し，スマート自治体の実現を目指します。
- 新庁舎の整備にあたり，書かない窓口やフリーアドレスの導入など庁舎のＤＸを推進します。

（２）あらゆる分野におけるデジタル化の推進

- 子育て，教育，防災，農業，商工業などあらゆる分野においてデジタル技術を活用し，地方創生の加速化を図ります。

---

* デジタル・トランスフォーメーション（ＤＸ）：情報通信技術の浸透が，人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。
* スマート自治体：AI（人工知能）や RPA（ソフトウェアロボット技術）などを活用し，自治体の事務処理を自動化したり，業務を標準化したりして，行政サービスなどを効率的に提供する自治体。

（Ｐｒｏｊｅｃｔ４）ゼロカーボンシティの実現に向けた取組強化

現　状

- 平成２７（２０１５）年に地球温暖化対策の国際ルールである「パリ協定」が採択されてから，気候変動対策が世界中で加速しています。我が国では，令和２（２０２０）年に「令和３２（２０５０）年までに温室効果ガス*の排出を実質ゼロにすることを目指す」という新たな方針を打ち出しました。
- 温室効果ガスの大部分を占める二酸化炭素（ＣＯ２）の排出量をみると，令和３（２０２１）年度時点で，千葉県は６，４４５万９千ｔと全国１位となっており，本市の同排出量は１４７万９千ｔと県内１１位となっています。
- 本市では，令和２（２０２０）年に令和３２（２０５０）年までに二酸化炭素（ＣＯ２）の排出量の実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を宣言しました。また，令和６（２０２４）年３月には，令和３２（２０５０）年までの脱炭素の道筋を示した八千代市地域脱炭素ロードマップを策定し，ゼロカーボンの実現に向けた取組を推進しています。

取組の方向性

（１）環境負荷の少ないまちづくりの推進

- 「コンパクト・プラス・ネットワーク*」を基本とした土地利用を誘導し，環境負荷の少ない都市構造を目指すとともに，脱炭素型建物の普及を促進するなど，地球温暖化の防止対策を総合的に推進します。
- 太陽光や太陽熱などの再生可能エネルギーや廃棄物由来のバイオマス資源などの都市の未利用エネルギーの活用を推進します。

（２）市民・事業者の脱炭素の促進

- 住宅や事業用施設への再生可能エネルギーなどの設備導入を促進し，家庭や企業における地球温暖化対策を促進します。
- 循環型社会*の形成に向けて，ごみの減量化を図るとともに，リサイクル意識の向上に向けた啓発を図ります。

（３）緑を活用した温室効果ガスの削減

- 谷津・里山の保全・活用，森林の保全・適正管理など緑地の有効利用などにより，市内における温室効果ガスの削減を図ります。

---

* 温室効果ガス：大気圏にあって，地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより温室効果をもたらす気体の総称。
* コンパクト・プラス・ネットワーク：人口減少・少子高齢化が進む中，地域の活力を維持し，生活に必要なサービスを確保するため，人々の居住や必要な都市機能をまちなかなどのいくつかの拠点に誘導し，それぞれの拠点を地域公共交通ネットワークで結ぶ，コンパクトで持続可能なまちづくりの考え方。
* 循環型社会：天然資源の消費の抑制を図り，環境負荷の低減を図る社会。

第３節「緑豊かな（グリーン）」プログラム

まちの将来像　市民共通の誇りであり宝である本市の豊かな自然環境に恵まれたまち

（Ｐｒｏｊｅｃｔ５）豊かな自然環境の保全と活用

現　状

- 令和５（２０２３）年に実施した市民意識調査によると，八千代市を「緑豊かなまち」と思う市民の割合が約７割となっているほか，八千代市のイメージについて，「自然が豊かな都市（２５．８％）」が「生活に便利な都市（３２．６％）に次いで２位となるなど，本市の豊かな自然環境は，市民の誇りかつ貴重な財産となっています。
- 本市には，新川や神崎川，桑納川などの河川が流れ，その周辺には水田地帯が里山まで広がるなど，水と緑に囲まれた豊かな自然に恵まれています。とりわけ，本市のシンボル的な存在となっている新川及びその周辺の水と緑の空間は，四季折々の風情で人々に潤いとやすらぎを与えるとともに，市内外から訪れる人を引き付ける魅力も持っています。

取組の方向性

（１）豊かな自然環境の継承

- 市の花「バラ」や市の木「ツツジ」，新川千本桜など，本市の観光資源などの魅力を発信することにより郷土愛を育むとともに，市民や事業者などと協働し，「緑豊かなまち」と感じることができるまちづくりを引き続き推進します。
- 既存の自然を守るため，市街化調整区域における無秩序な市街化の拡大を抑制します。
- 生活排水などによる公共用水域の水質汚濁を防止し，生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ります。

（２）新川及びその周辺の一体的な利活用の推進

- 自然保護意識の高揚を図るため，谷津・里山を学び楽しむ自然環境学習や身近な自然とふれあう活動を推進します。
- 千葉うみさとライン*と命名した市域を越えた広域的なエリアブランディング*などを通じて，水と緑が豊かな原風景や水辺拠点，道の駅など新川周辺の一体的な利活用により，市内外から気軽に訪れることができるようなまちづくりに取り組みます。

---

* 千葉うみさとライン：東京湾と印旛沼をつなぐ花見川・新川流域一帯を「自然と暮らしが融合する大きな遊び場」と見立て，民間と行政が協働し，四季を感じる魅力的な取組を発信していくブランディング活動。
* エリアブランディング：特定の地域の伝統文化，観光資源，特産品などの地域の魅力を発信し，地域のイメージや認知度を高めることで，関係人口の増加やにぎわいの創出，地域活性化を目指す戦略。

第４節「笑顔あふれる（スマイル）」プログラム

まちの将来像　喜びや希望，活気を連想させ，安心して明るく暮らせるまち

（Ｐｒｏｊｅｃｔ６）都市基盤*の充実と災害リスクへの対応力強化

現　状

- 公共施設等は，その多くが昭和４０（１９６５）年代から昭和５０（１９７５）年代の人口急増期に建設されており，老朽化の進行に伴う改修・更新などに多額の費用が必要となります。
- 令和５（２０２３）年に実施した市民意識調査によると，道路状況が整っていると感じている市民の割合が約３割にとどまっており，慢性的な渋滞の解消や歩道の維持・補修など計画的な道路整備が求められています。
- 将来に目を転じると，人口減少による税収の減少や高齢化の進行による扶助費の増加などから，公共施設等の維持・改修に係る財源の確保が更に困難になることが予測され，市街地の計画的かつ効率的な整備が課題となっています。
- 東日本大震災などの大規模地震や台風・集中豪雨などによる大規模な自然災害の多発に加え，新型コロナウイルスの感染拡大は，社会経済や日常生活に大きな影響を与えました。同様の大規模災害や新たな感染症が発生することを想定し，事前の対策や備えが重要となります。
- 市民が安心・安全に暮らすために，平時から市民が安心・安全を自らの課題として捉えて様々な備えを行うとともに，災害時には，自助，共助，公助を適切に組み合わせて効果的な災害対策活動を展開させていくことが必要です。

取組の方向性

（１）市街地の計画的かつ効率的な整備を推進

- 将来交通量推計を踏まえ，都市計画道路整備プログラムを見直し，優先度に応じた都市計画道路の計画的な整備を進めます。
- 人々の居住や必要な都市機能の誘導によるコンパクトなまちづくりと地域公共交通の再編により，「コンパクト・プラス・ネットワーク」に基づいたまちづくりを推進します。
- 将来的な水需要の減少に併せて，浄・給水施設の能力を適正化するとともに，災害に強い水道管路への整備・更新を進めます。

---

* 都市基盤：電気やガス，上下水道，通信ケーブルなどのライフライン，道路・鉄道などの交通施設，河川，エネルギー供給施設，通信施設などの生活・産業基盤や学校，病院，公園などの公共施設のこと。

（２）公共サービス・施設等の全体最適化

- 人口減少や市民ニーズの多様化等を捉え，提供する公共サービスの質・量，提供主体等を検証したうえで，未来を見据えた公共サービス・施設等の全体最適化を図り，真に必要とされる公共サービスの提供を維持・確保していきます。

（３）新庁舎の整備

- まちづくりの拠点機能を備えるとともに，災害時に防災拠点機能を果たすため，耐震性不足や老朽化，執務スペースの狭あい化などの問題を解消し，様々な行政需要への変化に対応できるよう新たな庁舎を整備します。

（４）市民の安心・安全な暮らしの確保

- 災害発生時の被害状況などの情報集約を迅速かつ的確に行うための，災害情報共有システムや被災者支援を速やかに漏れなく行うための，被災者生活再建支援システムの導入などＩＣＴ*化を推進します。
- 防災拠点としての機能を高めるため，防災道の駅として道の駅やちよ・八千代ふるさとステーションのリニューアルを推進します。
- 自主防災組織や避難所運営委員会に対する理解を深め，新規結成・設置を促進します。

＊ ＩＣＴ：Information and Communication Technology の略。情報や通信に関連する科学技術の総称。特に，電気，電子，磁気，電磁波などの物理現象や法則を応用した機械や器具を用いて情報を保存，加工，伝送する技術のこと。

第３部　部門別計画

第１章　ともに支え合い健やかでいきいきと過ごせるまちづくり
第２章　豊かな心と文化を育むまちづくり
第３章　安心・安全に暮らせるまちづくり
第４章　快適で環境にやさしいまちづくり
第５章　産業が元気なまちづくり
第６章　計画の推進のために

【総合計画の各施策とＳＤＧｓ，ウェルビーイングの関係】

ＳＤＧｓの「誰一人として取り残さない，持続可能で多様性と包摂性*のある社会の実現」という理念は，本市のまちづくりの基本理念（誇りと愛着，共生と自立，安心と安全）と方向性は同じです。そこで，本市は，基本理念を具現化した各施策をＳＤＧｓの１７のゴールに準拠し，全方位的な社会課題の解決に取り組むこととしました。

ＳＤＧｓの理念を達成するための価値基準にウェルビーイング（Ｗｅｌｌ－ｂｅｉｎｇ）があります（図表１４）。ウェルビーイングとは，世界保健機関（WHO）が憲章で提唱した概念で，健康や幸せ，福祉などの向上により，市民が心豊かなくらしを実現することを意味しています。本市は，基本構想で掲げた将来都市像「人がつながり　未来につなぐ　緑豊かな　笑顔あふれるまち　やちよ」の実現に向けた各施策をＳＤＧｓの理念に基づいて推進し，市民が日々の生活に幸せを感じられるウェルビーイングなまちづくりを目指します。

また，本市とステークホルダー*が，今後のまちづくりにおいて，ＳＤＧｓ及びウェルビーイングという共通目標を持つことは，協働の促進にも寄与すると考えています。

図表 14　地域幸福度（Ｗｅｌｌ－ｂｅｉｎｇ）指標（10 点満点）

	八千代市	全国
幸福度	6.4	6.5
生活満足度	6.3	6.5
町内の幸福度	6.0	6.4
５年後の幸福度	6.4	6.4

（資料）八千代市「満足度調査（令和６年１２月）」
デジタル庁「令和６年度版Well-being全国調査」

※図表の八千代市のデータは，令和６年１２月に実施する市民満足度調査の結果に置き換える。

＊ 包摂性：SDGs の基本理念でもある「誰一人取り残さない」社会の実現に向けた人権の尊重やジェンダー平等などを重視する考え方。
＊ ステークホルダー：直接的・間接的に影響を受ける全ての個人・団体（利害関係者）。

【第５次総合計画後期基本計画の施策とＳＤＧｓの目標との相関】

基本目標	中分類	施策名	1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	通番
第1章 ともに支え合い 健やかで いきいきと 過ごせる まちづくり	第1節　こども・子育て	1　こども支援	●		●	●	●	1
		2　保育環境・幼児教育	●		●	●	●	2
		3　子育て支援	●		●	●	●	3
	第2節　地域福祉	1　地域共生	●		●	●		4
		2　障害者福祉			●	●		5
		3　高齢者福祉			●	●		6
		4　生活困窮者等支援	●	●	●	●		7
	第3節　社会保険	1　国民健康保険・後期高齢者医療			●			8
		2　介護保険			●			9
		3　国民年金			●			10
	第4節　健康	1　保健			●			11
		2　医療			●			12
第2章 豊かな心と 文化を育む まちづくり	第1節　教育	1　学校教育	●		●	●		13
		2　青少年健全育成				●		14
	第2節　生涯学習	1　生涯学習				●		15
	第3節　文化	1　文化芸術				●		16
		2　文化財				●		17
	第4節　スポーツ	1　スポーツ・レクリエーション			●	●		18
第3章 安心・安全に 暮らせる まちづくり	第1節　暮らしの安心	1　市民相談・消費生活			●			19
	第2節　暮らしの安全	1　防災・減災						20
		2　消防						21
		3　防犯			●			22
		4　交通安全			●			23
	第3節　上下水道	1　水道						24
		2　下水道						25
第4章 快適で環境に やさしい まちづくり	第1節　市街地・住環境の整備	1　市街地の整備・活性化						26
		2　住宅						27
		3　公園・緑地						28
	第2節　総合交通・道路環境の整備	1　総合交通			●			29
		2　道路環境			●			30
	第3節　環境との共生・保全	1　生活環境			●	●		31
		2　自然環境						32
	第4節　循環型社会	1　廃棄物処理・リサイクル						33
第5章 産業が元気な まちづくり	第1節　農業	1　農業振興		●				34
		2　農地保全		●				35
	第2節　商工業	1　商業振興		●				36
		2　工業振興		●				37
	第3節　労働環境	1　就業・雇用						38
第6章 計画の推進の ために	第1節　市民にわかりやすいまちづくりの推進	1　透明性の高い市政の推進						39
		2　市民参画体制の充実						40
	第2節　地域の視点に立ったまちづくりの推進	1　コミュニティ活動の推進						41
	第3節　多様性のあるまちづくりの推進と魅力発信	1　人権の尊重と男女共同参画の推進					●	42
		2　多文化共生社会の推進					●	43
		3　平和と交流によるまちづくりの推進					●	44
		4　シティプロモーション・観光の推進					●	45
	第4節　持続可能な行政経営の確立	1　効率的な行政運営の確立						46
		2　健全な財政運営の推進						47
		3　公共施設等の一体的なマネジメントの推進						48
		4　自治体DXの推進						49

通番	6 安全な水とトイレを世界中に	7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさも守ろう	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナーシップで目標を達成しよう
1					●						●	●
2					●						●	●
3					●						●	●
4					●						●	●
5					●							●
6												●
7												●
8												
9												
10												
11												●
12												●
13					●	●					●	●
14						●						●
15						●						●
16						●						●
17						●						●
18												●
19						●	●				●	●
20						●		●			●	●
21						●		●				●
22						●					●	●
23						●					●	●
24	●					●						
25	●			●		●			●			●
26			●	●		●	●			●		●
27		●				●	●	●				●
28						●		●		●		●
29				●		●						●
30				●		●		●				●
31	●					●	●		●	●		●
32	●	●		●		●	●	●	●	●		●
33	●	●		●		●	●	●	●	●		●
34			●				●			●		●
35			●				●			●		●
36			●	●								●
37			●	●								●
38			●									
39					●						●	●
40					●						●	●
41												●
42			●		●	●					●	●
43			●		●	●					●	●
44			●		●	●					●	●
45			●		●	●					●	●
46		●	●	●	●	●						●
47		●	●	●	●	●						●
48		●	●	●	●	●						●
49		●	●	●	●	●						●

第１章　ともに支え合い健やかで
いきいきと過ごせるまちづくり

第１節　こども・子育て
第２節　地域福祉
第３節　社会保険
第４節　健康

第１節　こども・子育て

1　こども支援

将来のまちの姿

全てのこどもの最善の利益を尊重し，健やかに育てるまち

現状と課題

- 令和５（２０２３）年４月に，こども基本法が施行され，その基本理念に基づき，同年１２月に「こども大綱」が策定されたことに伴い，次代の社会を担う全てのこどもがひとしく健やかに成長し，将来にわたって幸福な生活を送ることができるよう，こども施策を総合的に推進することが求められています。
- こどもが，自らの権利，心身，社会に関する必要な情報や正しい知識を学び，自らの将来のために意見を表明し，それによって周囲や社会が変わっていくという体験を実感できるよう，こどもの自己選択，自己決定，自己実現を社会全体で後押ししていく必要があります。
- こどもや若者の意見を受け止め，施策に反映させ，その結果をフィードバックし，広く発信することにより，こどもや若者の更なる意見表明につながるよう，好循環を創出することが必要です。

基本方針

- 八千代市こども計画に基づき，全てのこども・若者が，未来を担う存在であり，意見表明・参画と自己選択・自己決定・自己実現の主体であることを，社会全体で共有するために，こどもの権利等の周知・啓発に努めます。あわせて，安心・安全に過ごすことのできるこどもの居場所づくりを推進します。

施策内容

（1）こどもの最善の利益の尊重

① こどもの権利等の周知・啓発

- こども基本法の主旨や内容，子どもの権利条約*について，市ホームページ等を活用し，普及啓発に取り組みます。

② ヤングケアラー*の把握と支援

- 家族の介護，その他の日常生活上の世話を過度に行っているこども・若者の実態把握に努めます。
- ヤングケアラーへの包括的，計画的な支援を実施するため，教育，高齢者福祉，障害福祉，介護，医療等の多機関と連携した支援体制を構築します。

（2）こどもの健やかな成長の促進

① こどもの遊び場などの居場所づくり

- こどもの自主性や社会性の一層の向上を図るため，放課後子ども教室や乳幼児親子が自由に過ごせる居場所など，こどもが自分らしく過ごせる居場所を提供します。

関連する個別計画	八千代市こども計画

＊ 子どもの権利条約：子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約。18 歳未満を子どもと定義し，世界の全ての子どもたちに，自らが権利を持つ主体であることを約束している。平成元（1989）年の第 44 回国連総会において採択され，日本は平成６（1994）年に批准した。
＊ ヤングケアラー：本来は大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものこと。

第１節　こども・子育て

2　保育環境・幼児教育*

将来のまちの姿

保育環境や幼児教育が充実した子育てしやすいまち

現状と課題

- 本市におけるこどもの人口は，近年横ばいで推移していますが，子育て世帯の流入や女性就業率の上昇などに伴う保育ニーズの高まりを受けて，依然として待機児童が生じており，保育施設の新設や既存園の定員拡大などにより保育の受け皿の拡大を図っています。待機児童の早期解消に向けて，地域ごとの保育ニーズに基づいた受け皿の確保や保育士の人材確保が喫緊の課題となっており，保育ニーズにあわせた選択ができる環境を整えることが求められています。
- 令和６（２０２４）年４月には，小規模保育事業所を卒園する児童が幼稚園などの教育施設を利用できるよう，「送迎保育ステーション」を開設しました。

基本方針

- 八千代市こども計画に基づき，幼児教育・保育の受け皿及び人材の確保を計画的に進めます。あわせて，幼児教育・保育の質の向上を図り，希望するサービスを選択できる子育てしやすい環境の整備に取り組みます。

＊ 幼児教育：小学校入学前の幼児のための教育。

施策内容

（１）多様な保育ニーズへの対応

①　保育の受け皿の確保

- 全てのこどもが発達段階に応じた幼児教育・保育を受けることができるよう，保育ニーズの実態に応じて必要な受け皿を確保します。保育の受け皿の確保に当たっては，中長期的な視点に立ち，新たな施設整備は最小限に抑え，公立保育園や幼稚園の預かり保育など既存施設を最大限に活用します。
- 保育を必要とする家庭が幼稚園等の利用を選択できるよう，幼稚園等による預かり保育時間の延長や長期休業中における預かり保育の拡充，送迎保育ステーションの運営に取り組みます。
- 地域の教育・保育施設における人材の確保及び定着を推進するため，保育士及び幼稚園教諭への手当や保育士の家賃補助などにより処遇改善に取り組みます。また，配置基準を上回る保育士，看護師，栄養士，障害児担当保育士などの配置に対する人件費の補助を行い，保育環境の向上を図ります。

②　公立保育園の効果的な活用

- 利用者の地域的な偏在や待機児童の状況を見極め，各地域に配置している公立保育園の柔軟な定員設定等により，保育ニーズの変化に対応します。

（２）こどもを育む幼児教育・保育

①　幼児教育・保育の質の向上

- 市内の幼稚園や保育園などが連携し，成長段階に応じた幼児教育・保育について，情報共有を図るための機会を提供するとともに，保育士や幼稚園教諭などに研修を行い，人材の資質向上を図ります。
- こどもの発達や学びの連続性を保障するため，幼児と児童の交流活動などを推進するほか，国が示す「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を関係機関と共有し，意見交換の場を設置するなど，幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図ります。

②　こどもが豊かに育つ幼児教育の充実

- 健康で心豊かなこどもを育むため，一人ひとりの個性を生かしつつ，豊かな育ちを支える幼児教育の充実を図ります。
- 本市が実践している幼児教育の取組について，市民に分かりやすく伝える手法を検討します。
- 社会の動向を見極めるとともに，保護者の意向も考慮しながら，本市の実態に即した特色ある幼児教育に関する調査・研究を行います。

関連する個別計画	八千代市こども計画

第１節　こども・子育て

3　子育て支援

将来のまちの姿

全ての家庭が安心して子育てできるまち

現状と課題

- 核家族化の進行や共働き世帯の増加，地域コミュニティの希薄化など，こどもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。こどもが心身ともに健やかに成長していくためには，親の子育てに対する不安や負担を和らげ，子育てが喜びや生きがいにつながるような環境を整えることが大切です。
- 本市では，令和３（２０２１）年３月に子育て世代包括支援センター「やちっこ」を開設し，妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行っています。
- 本市における児童虐待の新規相談件数は，令和元（２０１９）年度は５０５件でしたが，令和５（２０２３）年度は５０９件と高止まりの傾向にあります。児童虐待への意識の高まりが早期発見につながっていることから，今後は児童虐待を未然に防ぎ，再発を防止していくため，関係機関との連携強化や地域の見守りなど，児童虐待に係る相談援助体制の更なる強化が重要です。
- ひとり親家庭が経済的に自立し，こどもが心身共に健やかに成長できるよう相談体制を整え，福祉や雇用面など多岐にわたる支援が求められています。

基本方針

- 子育て中の保護者が孤立することがないよう，保護者同士の交流の機会や子育てに関する情報提供の充実，一時預かり事業の利便性の向上など子育てに対する不安や負担の軽減を図るとともに，こどもの多様な居場所を確保します。
- 児童虐待の早期発見及び再発防止，ひとり親家庭の経済的な自立に向けて，関係機関と連携して支援体制を強化します。
- 令和６（２０２４）年４月に施行された改正児童福祉法に基づき，全ての子育て世帯等に対する包括的な支援体制を強化します。

施策内容

（１）切れ目のないこども・子育て支援の充実

① 子育て相談と交流事業の充実

- 母子保健と児童福祉の双方が一体となって相談支援を行う「こども家庭センター」を設置し，全ての妊産婦，子育て世帯，こどもに対し包括的な支援を切れ目なく提供します。

- 地域子育て支援センターを拠点に各種教室や講座などを開催し，親子と地域の交流の機会を設けるとともに，市民や関係機関とのネットワーク化を図ります。

② 地域のこども・子育て支援の充実

- 全てのこどもの育ちを応援し，子育て家庭が適切な支援を受けることができるよう，こども誰でも通園制度や一時預かり事業など多様なサービスの充実と利便性の向上を図ります。

③ 子育ての情報提供の充実

- 子育てに関するあらゆる情報を市の子育て支援サイト「にこにこ元気」に集約し，見やすく分かりやすい情報を提供するとともに，更なる内容の充実を図ります。

④ 母子の健康づくりの推進

- 安心してこどもを生み，健やかに育てることができるよう，各種の定期予防接種や健康診査，産後ケア事業などを行い，親子の健康増進を図ります。

⑤ 放課後児童健全育成事業（学童保育所）の充実

- 保護者が就労などで昼間は家庭にいない小学生に対し，適切な遊びや生活の場を提供できるよう，学童保育所の利用実態などを踏まえて，必要な整備を行います。

（２）子育て家庭の経済的負担の軽減

① 各種助成や給付による経済的支援

- 子ども医療費の助成により，子育て家庭への経済的な支援を行うことで，こどもを安心して病院に通わせられる環境を確保します。

（３）児童虐待の防止

① 児童虐待の早期発見から再発防止

- 要保護児童対策地域協議会*を活用した連携と調整機能の強化を図ります。
- 児童虐待に関する相談支援や早期対応が円滑に実施できるよう，職員の専門性の向上や相談援助体制を強化し，有効な福祉サービスなどを提供します。
- 関係機関との連携やポスター・リーフレットなどによる広報・啓発を進め，虐待の防止や早期発見を図ります。
- 親がこどもへの体罰や暴言に走らないよう子育て講座などを開催します。

（４）ひとり親家庭への支援

① 生活の安定と自立支援

- 母子・父子自立支援員が総合的な窓口となって，日常生活や子育て，就労などの相談に対応するとともに，関係機関と連携して適切なサービスを提供します。

関連する個別計画	八千代市こども計画 八千代市第３次健康まちづくりプラン

＊ 要保護児童対策地域協議会：虐待を受けたこどもを始めとする要保護児童に関する情報の交換や支援を行うために，協議を行う場として平成１６（２００４）年の児童福祉法改正で設置努力義務が法的に位置づけられた。

第２節　地域福祉

1　地域共生

将来のまちの姿

一人ひとりが互いを認め合い，支え合いながら安心して暮らすまち

現状と課題

- 少子高齢化や核家族化の進行，ライフスタイルの多様化など，社会を取り巻く環境が大きく変化するなか，家族や近隣住民による支え合い機能の低下など，身近な地域での交流やつながりが希薄化しています。また，市民が抱える課題は，ひきこもりやダブルケア*，８０５０問題*など多様化かつ複雑化しています。
- こどもから高齢者まで，年齢や障害の有無にかかわらず，誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるよう，行政や地域住民，関係団体などが連携し，制度・分野ごとの縦割りや支え手・受け手という役割を超えて，地域づくりに取り組む必要があります。

基本方針

- 家庭や地域社会のなかで，市民が年齢や障害の有無にかかわらず，人としての尊厳を持ち，住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう，地域住民や地域団体などとの連携を強化します。
- 市民が自立し，支え合いや助け合いのこころを持ち，生涯にわたってこのまちに暮らし続けたいと思えるような福祉のまちづくりに取り組みます。

＊ ダブルケア：子育てと親の介護を同時期に行うこと。
＊ ８０５０問題：８０代の親と引きこもりの状態にある５０代の子からなる世帯が抱える問題。

施策内容

（１）人材・団体等の育成と活動支援

① 人材・団体等の育成

- 活動団体の講演会や行事などの機会を通して，地域福祉の普及及び啓発を図るとともに，ボランティア育成講座などの充実により，福祉サービスを担う人材の育成・確保を促進します。

② 福祉団体の活動支援

- 社会福祉協議会をはじめとする各種の社会福祉法人，ボランティア団体などの交流や活動を支援します。

（２）地域共生社会の推進

① 地域協力体制づくり

- 講演会や行事などの機会を通じて，家庭や学校，地域社会，住民などの地域福祉への理解を深めつつ，地域の課題を地域で解決するための協力体制づくりを促進します。

② 地域住民・団体のネットワーク化の促進

- 地域福祉の担い手として期待されるボランティア団体やＮＰＯ*法人のネットワーク化を促進します。

③ 断らない相談支援の推進

- 複雑化･複合化する市民の困りごとに対し，包括的に相談を受け止めるとともに，様々な支援機関と協働・連携して課題解決にあたります。

④ 孤独・孤立対策の推進

- ひきこもりの状態にある人や社会との関わりが希薄となった独居高齢者など，孤独や孤立を感じる人に対し，当事者の状況に応じた支援を行います。

⑤ 権利擁護支援の充実

- 成年後見制度をはじめとする権利擁護支援を必要とする人が適切な支援につながるよう，相談窓口の周知を図るとともに，関係機関との連携体制を整備します。

関連する個別計画	八千代市第２次地域福祉計画

＊ ＮＰＯ：Non-Profit Organization の略。政府や企業などでは対応しにくい社会的な問題に，非営利で取り組む民間団体のこと。

第２節　地域福祉

2　障害者福祉

将来のまちの姿

障害の有無にかかわらず，一人ひとりが互いに自主性や主体性を尊重し，住み慣れた地域で安心して暮らすまち

現状と課題

- 本市の障害者手帳の所持者数（身体・知的・精神）は増加傾向にあり，障害がある人に配慮したきめ細やかな支援が求められています。
- 障害の重度化や重複化，障害者や家族の高齢化が進んでいることから，障害の原因となる疾病の適切な予防及び早期発見・対応など，障害者がライフステージに応じて適切な健康保持・増進に向けた支援が受けられるよう，総合的な保健福祉サービスの提供が必要となっています。
- 全ての障害者が社会を構成する一員として尊重され，社会や経済，文化などあらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるために，障害福祉サービスの充実や自己決定・自己実現に向けた支援，権利を擁護するための仕組みづくりが求められています。

基本方針

- 障害者やその家族が地域社会で共生しながら，社会参加していくことを目標に，障害のある人の自己決定・自己実現を支援します。
- 障害者に対する地域社会の理解を促進するとともに，虐待防止や差別の解消，権利擁護などの相談支援体制の充実を図ります。

施策内容

（１）障害の発生予防・早期受診・治療

① 発生予防・早期発見

- 乳幼児健康診査や各種健康診査を実施し，医療機関との連携のもと，障害の発生予防や早期発見，早期対応を図ります。

② 心の健康づくり

- 誰もが心の健康の大切さについて正しく理解し，心の健康づくりのための適切な対応が取れるよう普及・啓発を促進します。

③　治療・療育体制の充実

- 医療機関など関係機関と連携しながら，リハビリテーション体制や地域医療体制の充実を図ります。
- 障害児に適切な支援ができるよう，児童発達支援センターの通所支援機能，地域支援機能，相談支援機能などの充実を図ります。

（２）障害者（児）福祉サービスの充実

①　相談・支援体制の充実

- 障害者（児）やその家族が必要な障害福祉サービスなどを利用して，地域で安心して暮らせるよう，関係機関との連携など相談・支援体制の充実を図ります。

②　生活の場の確保・支援

- 障害者の重度化や高齢化を見据え，地域生活支援拠点などの充実とともに，障害者が住み慣れた地域で住まいを確保できるよう，グループホーム*の整備を支援します。
- 重度重複障害者や医療的ケアが必要な人などの地域生活を支えるため，支援の充実を図ります。
- 障害者などの災害時の支援のため，避難行動要支援者名簿を整備するとともに，福祉避難所の確保を図ります。

③　障害者団体への支援

- 障害者団体が利用できる場の充実を図るとともに，障害者団体の活動を支援します。

（３）社会参加の促進

①　雇用・就労の促進

- 公共職業安定所（ハローワーク）や関係部署と連携を図りながら，「チャレンジドオフィスやちよ*」で就労機会を提供するなど障害者の就労を促進します。
- 障害福祉サービス利用の支援や就労支援移行事業所等との連携により，障害者の就労者数の増加を図ります。

②　ライフステージに応じた支援

- ライフサポートファイル*を活用し，障害者（児）の全てのライフステージに応じて切れ目のない支援を行います。

③　障害者（児）に対する理解の促進

- 障害者（児）の人権を擁護し，偏見や差別のない社会をつくるとともに，日常生活のあらゆる分野におけるバリアフリー化やユニバーサルデザイン化を推進します。

関連する個別計画	八千代市第６次障害者計画 八千代市第７期障害福祉計画・八千代市第３期障害児福祉計画

* グループホーム：高齢者や障害者などが，専門職員による支援を受けながら日常生活を営む共同生活住居。
* チャレンジドオフィスやちよ：働く意欲があるものの就労に結びつかない障害者を会計年度任用職員として採用し，職務経験を生かすことで一般企業への就労を円滑に行えるように支援するための事業。市役所内の各所属から依頼された事務補助作業を中心に実施する。
* ライフサポートファイル：ライフステージごとに一貫した支援が継続されるよう，家族や関係機関が関われる情報伝達ツール。

第２節　地域福祉

3　高齢者福祉

将来のまちの姿

高齢者が生涯にわたり健やかで安心した生活を送るまち

現状と課題

- 令和５（２０２３）年に実施した市民意識調査によると，本市が今後力を入れて取り組むべき施策について，「高齢者」が４８．４％で最も多くなっています。
- 本市の高齢化率は，令和６（２０２４）年４月１日時点で２４．８％と県内市町村のなかでは４７位の低水準となっていますが，高齢者の単独世帯や夫婦のみの世帯が増加傾向となるなか，在宅福祉サービスなど保健・医療・福祉の各サービスの品質を総合的に向上させ，高齢者が安心して生活することができる地域づくりが必要となっています。
- 元気な高齢者の知識や経験を生かした就労機会や地域社会の担い手として活躍できる場の確保，生涯学習による学びの機会の充実など，高齢者が生きがいを持って暮らせる環境づくりが求められています。

基本方針

- 高齢者が住み慣れた地域で，いつまでも，自分らしく，安心して，豊かな生活を送れるまちづくりを進めるとともに，介護保険事業と連携するなか，保健・医療・福祉分野の支援を総合的に推進します。

施策内容

（１）高齢者福祉サービス

① 高齢者福祉サービスの充実

- 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう，介護予防や生活支援，家族介護支援の充実を図ります。
- ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯などが住み慣れた地域で自立した生活を継続できるよう，介護保険サービスに含まれない在宅福祉サービスを行います。

（２）生きがい対策の推進

① 社会参加の促進

- 高齢者が豊富な知識や経験を生かせるシルバー人材センターや老人クラブの活動を支援します。
- 「ふれあい大学校」を開催し，高齢者の学習機会の充実を図ります。

関連する個別計画	八千代市高齢者保健福祉計画 （第１０次老人保健福祉計画・第９期介護保険事業計画）

図表 15　６５歳以上の人口（実績・推計値）

（資料）八千代市「町丁別・年齢別人口集計表」，「八千代市人口ビジョン（令和5（2023）年改訂版）」

第２節　地域福祉

4　生活困窮者等支援

将来のまちの姿

生活に困っている人が必要な支援を受けることができ，自立し安定した生活を送るまち

現状と課題

- 原材料価格の高騰などを原因とする物価高により，生活困窮者を取り巻く環境は大きく変化しています。
- 生活保護を受給している世帯の世帯主の両親が生活保護を受給していたケースが少なくないなど，「貧困の連鎖*」も看過できない状況です。
- 生活保護に至る前段階での生活困窮者に対して自立相談支援や住居確保給付金の支給などの支援を実施していますが，今後も，複雑化・複合化した課題を抱える生活困窮者の状況に応じた適切な支援が必要です。

基本方針

- 複雑化・複合化した課題を抱える生活困窮者の状況に応じ，就労に向けた支援や関係機関につなげる包括的な相談支援体制の充実を図ります。
- 生活困窮者の安定した生活と自立を支援するとともに，「貧困の連鎖」を防ぐ観点から，生活困窮世帯のこどもたちへの就学支援の充実を図ります。

＊ 貧困の連鎖：生活困窮・生活保護世帯で育ったこどもが，大人になって再び生活困窮に陥るなど，生活保護を受ける状態になることを表す言葉。

施策内容

（１）自立の支援

①　相談助言の充実

- 複雑化・複合化した課題を抱える生活困窮者からの相談に対し，地域における関係機関，民間団体との緊密な連携を図りながら，就労や心身の状況，地域社会からの孤立といった個人の状況に応じた，包括的・早期的な支援を行います。

②　就労の支援

- 就労を希望する生活困窮者の求職相談に応じ，公共職業安定所などとの連携による就労促進とともに，就労意欲の喚起や日常生活習慣の改善など就労に向けた基礎能力の形成を支援します。

③　家庭・就学への支援

- 生活困窮世帯のこどもに対し，学習機会の提供や家庭・学校生活などにおける悩みごと・困りごとの相談対応を行い，就学を促すことで，貧困の連鎖の防止を図ります。

図表 16　生活保護被保護世帯数・被保護実人員

（資料）八千代市

第３節　社会保険

1　国民健康保険・後期高齢者医療

将来のまちの姿

持続可能な医療保険制度によって，被保険者が健康に暮らすまち

現状と課題

- 国民健康保険事業は，加入者の年齢構成や医療費の水準が高い一方，加入者の所得水準の低さなどから財政基盤が不安定となっており，持続可能な医療保険制度の確立が課題となっています。
- 平成３０（２０１８）年度の制度改革により，都道府県が財政運営など国保運営の中心的な役割を担っており，市町村は資格管理・保険給付の決定や保険料の賦課・徴収，保健事業など地域におけるきめ細かい事業を推進しています。市民の健康生活の向上や医療費抑制の観点から，疾病の早期発見や重症化予防のための取組を，保健・医療・福祉の各分野と連携して推進していく必要があります。
- 本市の令和５（２０２３）年度における特定健康診査の受診率は２９．９％と県平均より低い状況にあります。
- ７５歳以上の高齢者などが加入する後期高齢者医療制度は，千葉県後期高齢者医療広域連合との連携による持続可能かつ適正な運営が求められています。

基本方針

- 国民健康保険・後期高齢者医療制度の適正な運営を図るとともに，被保険者の健康増進（健康寿命の延伸）のために，保健・医療・福祉分野の連携による予防医療を中心とした保健事業の充実を図ります。

施策内容

（１）適正な制度運営

① 医療費の適正化に向けた対策の推進

- レセプト*点検による資格の有無や重複請求，算定誤りなどの確認を徹底するほか，第三者行為による事故などに対する損害賠償と保険給付の調整を図ります。

*レセプト：診療報酬明細書。

- かかりつけ医を持つ等の適切な受診やジェネリック医薬品の利用促進などの啓発活動により医療費抑制の意識を高めます。

② 収納率の向上に向けた対策の推進

- 口座振替の推進やキャッシュレス決済への対応など，納付環境の整備に取り組み，保険料収納率の向上を図ります。

（２）保健事業の推進

① 保健・医療・福祉分野の連携事業の推進

- 人間ドック・特定健康診査の受診率の向上など，保健・医療・福祉分野が連携した事業を推進し，疾病予防や早期発見による重症化の防止を図ります。

関連する個別計画	第３期八千代市保健事業実施計画（データヘルス計画） 第４期八千代市国民健康保険特定健康診査等実施計画

図表 17　国民健康保険加入世帯数・被保険者数

（資料）八千代市

図表 18　後期高齢者医療保険被保険者数

（資料）八千代市

第３節　社会保険

2　介護保険

将来のまちの姿

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい自立した生活を送るまち

現状と課題

- 本市においても，団塊の世代*が７５歳以上の後期高齢者となる令和７（２０２５）年や，団塊ジュニア世代*が６５歳を迎える令和２２（２０４０）年に向けて，高齢単身世帯や高齢者のみの世帯，認知症患者の増加など社会構造が変化し，介護サービスの需要が増加かつ多様化することが想定されます。
- 今後は，生産年齢人口（１５～６４歳）の減少など人口構成の変化に伴い，介護サービスの担い手が不足するなど，高齢者を取り巻く介護サービスが不十分となるリスクも予測されます。
- このような状況下，医療や福祉，地域ボランティアなど多様な社会資源を結びつけ，「医療・介護・介護予防・生活支援・住まい」を包括的に提供する地域包括ケアシステムを構築することの重要性が高まっています。

基本方針

- 高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して自立した日常生活を送れるよう，中長期的な介護ニーズに沿った介護サービス基盤の整備を進めるとともに，人的資源や社会資源が世代や分野を超えてつながる地域共生社会の実現に向けて，地域包括システムの構築を促進します。

施策内容

（１）保険サービスの充実

① 実施体制の整備

- 介護保険事業を総合的に推進するため，介護保険事業計画を３年ごとに策定するとともに，事業を適正に実施するために必要な体制を計画的に整備します。

＊ 団塊の世代：昭和２２（１９４７）年から昭和２４（１９４９）年までのベビーブームに生まれた世代。
＊ 団塊ジュニア世代：日本で昭和４６（１９７１）年から昭和４９（１９７４）年に生まれた世代。第二次ベビーブーム世代とも呼ばれる。

② 介護（予防）サービスの充実

- 介護サービス事業所などに相談員を派遣し，介護（予防）サービスの質の向上を図ります。

③ 施設整備への助成

- 介護保険事業計画に基づいて，地域密着型サービスに係る公的介護施設などの施設整備へ助成します。

（２）保険財政の健全運営

① 財政運営の適正化

- 第１号被保険者*の保険料の均衡を図るため，介護保険法に基づいて３年ごとに保険料を見直すとともに，介護（予防）給付の適正化と収納率の向上を図ります。

② 広報活動の推進

- 介護保険制度や保険給付の内容を広報やちよや市ホームページなどで情報発信します。

（３）地域支援事業の推進

① 介護予防の推進

- 高齢者の要介護状態を抑制するため，介護予防サービスを推進します。

② 地域包括支援センターの機能強化

- 地域包括支援センターに適正な人員を配置するとともに，市の後方支援機能を高めるなど複雑化・複合化する福祉ニーズに対応可能な機能強化を図ります。

③ 在宅医療・介護連携体制の推進

- 地域の医療・介護に携わる関係機関が連携し，包括的かつ継続的な在宅医療・介護サービスを一体的に提供する体制を構築します。

④ 生活支援体制の整備

- 生活支援コーディネーター*を配置し，地域における生活支援・介護予防サービスの体制の整備を推進します。

⑤ 認知症施策の推進

- 認知症になっても暮らし続けられる地域づくりを目指し，認知症に関する正しい知識の普及や相談体制，権利擁護体制の充実を図ります。

⑥ 地域ケア会議の推進

- 高齢者の介護予防や重度化防止など地域課題の解決に向けて，必要な施策を地域ケア会議で検討します。

関連する個別計画	八千代市高齢者保健福祉計画 （第１０次老人保健福祉計画・第９期介護保険事業計画）

＊ 第１号被保険者：介護保険制度で介護保険料を納める義務と介護給付を受ける資格のある６５歳以上の人のこと。
＊ 生活支援コーディネーター：高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし，地域において，生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす人。

第３節　社会保険

3　国民年金

将来のまちの姿

市民が，世代間の支え合いという理念のもとで年金制度に加入し，将来の安定した生活基盤を築くまち

現状と課題

- 国民年金は，老後の生活における基礎的な生活費を生涯にわたり保障することと，事故・病気により遺族となったときの保障制度として必要不可欠な制度です。
- 将来を展望すると，健康寿命が延伸する一方，現役世代の人口減少が見込まれるなかで，年金制度の給付水準と保険料負担のバランス確保や制度への理解促進が重要な課題となっています。
- 高齢者や女性の就業が進むなど働き方の多様化や就労拡大が見込まれるなかで，こうした社会・経済の変化を年金制度に反映し，高齢期の経済基盤の充実を図る必要があります。
- 年金制度改革の動向を踏まえ，持続可能な年金制度を確立するうえで，制度の周知を図るとともに，未加入者の加入促進と保険料の未納対策を推進する必要があります。

基本方針

- 基礎年金制度の理念のもと，加入対策を推進するとともに，学生納付特例制度や納付猶予制度，免除制度などの周知を図り，市民の受給権の確保につなげます。
- 加入者のニーズに応じたきめ細やかな相談体制の充実を図ります。

施策内容

（１）加入の推進・収納の支援

①　加入対策の推進

- 広報やちよでの啓発や窓口での勧奨，年金相談などを通して，未加入者の解消を図ります。

②　保険料収納対策の支援

- 窓口での資格取得届の提出時に未納者へ納付勧奨を行い，納付率の向上に取り組むとともに，必要に応じて納付猶予制度や免除制度の活用を促進します。

図表 19　国民年金被保険者数

（資料）八千代市

第４節　健康

1　保健

将来のまちの姿

誰もが命を大切にし，健康づくりに主体的に取り組み，いきいきとした生活を送るまち

現状と課題

- 人口減少と少子高齢化の進行が避けられないなか，中長期的に地域活力の維持・向上を図っていくためには，高齢者世代を含めた市民が意欲や能力に応じて社会の担い手として活躍できる環境整備を進めることが必要です。その土台として，市民の疾病の予防や健康づくりなど，健康寿命の延伸を図ることが不可欠となっています。
- がん（悪性新生物）や循環器疾患（心疾患，脳血管疾患）など生活習慣に起因する疾病は，本市における死因の６～７割を占め，生活習慣病と重症化の予防対策が必要です。
- ストレス対処などのこころの健康づくりのほか，自殺を防ぐための対策は，「生きることの包括的な支援」として市が取り組むべき課題であり，本市では，悩みを抱えた人の支援として，ゲートキーパー*の養成などに取り組んでいます。
- 新感染症*の発生をきっかけに，市民が基本的な感染対策を行うことの重要性を再認識しており，感染症の発生以前からの継続的な予防の取組が求められています。

基本方針

- 生涯にわたり健康で心豊かな暮らしを支えるために，健康的な生活習慣に向けた取組を支援し，一人ひとりの健康課題に応じた主体的な健康づくりを促進するとともに，健康診査やがん検診，予防接種，健康相談などの充実や，新感染症などの健康危機への対応強化を図ります。
- 市民や地域，行政，関係機関などが相互に支え合いながら，地域社会全体で市民の健康を守る環境づくりを推進します。
- 保健や医療，福祉，教育，労働，その他の関連施策との連携を図りながら，市民が命を大切にし「誰も自殺に追い込まれることのないまちづくり」を進めます。

---

* ゲートキーパー：様々な悩みや生活上の困難を抱えている，自殺のリスクがある人のこころの異変に「気づき」「声をかけ」「話を聞いて」「必要な支援につなげ」「見守る」「命の門番」と位置づけられる人のこと。
* 新感染症：人から人に伝染すると認められる疾病であって，既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので，当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり，かつ，まん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの。

施策内容

（１）健康づくりの推進

①　健康的な生活習慣の取組支援

- 市民が健康づくりに関する知識や情報を習得するとともに，自らの生活習慣を振り返る機会を持つことにより，それぞれの健康課題に気付き，健康に良い生活習慣の実践につながるよう，健康相談（保健指導）や健康講座などを通じて支援します。

②　健康づくりを支える環境整備

- 健康づくりのための活動を行う人材の育成・支援を行うなど，市民や地域，行政，関係機関などが連携し，地域社会全体で市民の健康を守る環境づくりを推進します。

③　いのち支える自殺対策

- 八千代市いのち支えるまちづくりプランに基づき，ゲートキーパー養成講座の開催など，こころの不調や悩みのサインに気付くことができる人材の育成や市民への啓発などに取り組みます。

（２）疾病対策の推進

①　各種がん検診及び生活習慣病対策

- がん検診の有効性に基づき，より精度の高いがん検診などの実施を推進します。
- 特定健康診査の実施により，生活習慣病の発症リスクが高い人や生活習慣病を早期発見し，特定保健指導による生活習慣の改善や適切な治療につなげます。

②　感染症対策

- 感染症に対する定期予防接種の接種率の向上を図るとともに，保健所（健康福祉センター）や関係機関と連携のもと，各種感染症予防に関する普及・啓発に努めます。
- 新型コロナウイルス感染症への対応成果を踏まえて八千代市新型インフルエンザ等対策行動計画を改訂し，感染対策の強化を図ります。

関連する個別計画	八千代市第３次健康まちづくりプラン 八千代市第２次いのち支えるまちづくりプラン 八千代市高齢者保健福祉計画 （第１０次老人保健福祉計画・第９期介護保険事業計画） 第３期八千代市保健事業実施計画（データヘルス計画） 八千代市新型インフルエンザ等対策行動計画

第４節　健康

2　医療

将来のまちの姿

安定した救急医療体制と地域における切れ目のない医療の提供により，誰もが安心して暮らすまち

現状と課題

- 高齢化の進行による慢性疾患の患者や介護が必要な高齢者の増加に伴い，医療や介護依存度が高い人でも在宅医療ニーズの増加が見込まれ，地域において切れ目のない医療体制を確立することが求められています。
- 本市では，地域医療支援病院である八千代医療センターを中心に，地域の医療機関が連携した医療体制が構築されています。
- 地域の医療体制を構成する医療機関がそれぞれの役割を担い，市民にはかかりつけ医，かかりつけ歯科医，かかりつけ薬剤師・薬局の普及・啓発を促すことで，限られた医療資源*の効果的かつ効率的な活用を図るとともに，市内における看護師等の確保と質の向上を推進する必要があります。
- 医師会や歯科医師会，薬剤師会，八千代医療センターの協力により，夜間休日の救急医療体制を構築しているほか，小児の救急医療体制については，八千代医療センターにおいて一元的に診療する体制が確保されており，こどもを安心して育てることができる環境を整えています。
- 令和６（２０２４）年４月からの医師の働き方改革により，医師一人当たりの労働時間が制限されるなか，救急医療体制を安定的かつ持続的に確保していくことが課題となっています。

＊ 医療資源：医療の提供に必要な医師・看護師などの医療スタッフや医療施設・医療機器・医薬品などのこと。

基本方針

- 充実した質の高い医療体制を構築できるよう，本市の実情に合った今後の地域医療体制や看護師等の充足を図る方策を関係機関と検討し，限られた医療資源を活用して地域において切れ目のない医療を提供します。
- 市民の安心した暮らしを支えるため，救急医療の中核を担う八千代医療センターを支援し，関係機関との連携強化を図りながら，今後も救急医療体制の安定的な維持を図ります。

施策内容

（１）地域医療体制の充実

① 地域医療連携の推進

- 八千代医療センターを中核的な医療施設に位置づけ，地域医療機関と連携した地域医療体制を維持することで，切れ目のない医療の提供を図ります。また，本市の実情に合った今後の地域医療体制について関係機関と検討します。

② 看護師等の確保

- 看護師等修学資金貸付や看護師復職研修を推進し，看護師等の確保及び質の向上を図ります。

（２）救急医療体制の維持継続

① 救急医療体制の確保

- 市民が安心かつ安全に暮らすことができるよう救急医療の中核を担う八千代医療センターを支援し，地域医療機関や関係団体の協力を得ながら，安定した救急医療体制を確保します。

第２章　豊かな心と文化を育むまちづくり

第１節　教育
第２節　生涯学習
第３節　文化
第４節　スポーツ

第１節　教育

1　学校教育

将来のまちの姿

多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じ，持続可能な社会の創り手となる子どもたちが育つまち

現状と課題

- 小中学校及び義務教育学校の児童生徒数は，緑が丘西地区で大きく増加している一方，京成本線沿線を中心とした既成市街地エリアでは，減少傾向にあるなど二極化が進んでおり，学校規模の適正化が課題となっています。
- 昭和４５（１９７０）年前後の人口急増期に建設した小中学校の校舎や体育館の老朽化が進行しており，学校教育施設の長寿命化改修などが必要です。
- 学校教育施設は，児童生徒等の学習・生活の場であるとともに，災害時には避難所ともなることから，安心・安全を確保しつつ，新しい時代の学びを実現することが求められています。
- 近年，不登校児童生徒数が増加しており，授業を受けられていない児童生徒の教育機会の確保のための教育支援センターや相談体制，多様な教育ニーズに応じた支援等の充実が求められています。
- 現行の学習指導要領では，情報活用能力が「学習の基盤となる資質・能力」に位置づけられており，全ての教科において情報技術を適切に活用した教育デジタル・トランスフォーメーション（教育ＤＸ）の推進が課題となっています。
- 予測できない未来に向けて自らが社会を創り出していくという視点から，ＳＤＧｓの実現に貢献するＥＳＤの推進が求められています。
- 教職員の勤務時間の超過が常態化しており，教育の質を確保・向上させる面において，課題が生じています。

基本方針

- 小中学校の規模の適正化を図りつつ，教育的及び全市的な施設配置の観点から小中学校の適正配置を図るとともに，老朽化が進んだ学校教育施設の長寿命化改修などを通じて，教育環境の向上と施設の老朽化対策の一体的な整備を進めます。
- 教育内容や相談・支援体制などを充実させるとともに，ＥＳＤを推進し，子どもたちの長所や可能性を伸ばす教育，持続可能な社会の創り手を育てる教育に取り組みます。

- 体育や健康，食に関する指導を充実させることで，子どもたちが生涯にわたって心身の健康を保持増進し，豊かな生活を実現するための資質や能力を育てます。
- 学校・地域の連携により，地域全体で子どもたちを育む学校づくりを推進します。
- 子どもたちの豊かな教育環境の充実と持続可能な学校教育を実現するため，学校における働き方改革を推進します。
- 教育ＤＸを推進し，児童生徒の情報活用能力を育成するとともに，ＩＣＴを活用した校務の効率化を図ります。

施策内容

（１）教育環境の整備

① 学校の適正配置

- 通学区域の見直しや新たな学校の設置・統合等の検討を行い，学校規模の適正化を図ります。

② 学校教育施設の整備・改修等

- 学校規模の適正化に応じた施設整備や老朽化が進む学校教育施設の長寿命化改修などを推進します。
- 学校教育施設のバリアフリー化や体育館への空調設置などを推進します。

③ 就学困難児童生徒の支援

- 経済的理由などで就学困難な児童生徒の保護者に必要な支援を行います。

④ 学校の働き方改革の推進

- 教職員が子どもに向き合う時間を確保するため，学校の支援体制の整備を図ります。

（２）教育内容の充実

① ＥＳＤの推進

- ＳＤＧｓが掲げる１７の目標を教育課程に取り入れ，社会で求められる人材の育成を行います。

② 教職員の資質向上と確かな学力の育成

- 教職員の資質向上を図るため，ＩＣＴ機器関連の研修や初若年教員の千葉県・千葉市教員等育成指標に対応した研修など各種研修の充実を図り，確かな学力の育成を推進します。

③ 国際教育・外国語教育の充実

- 小学校及び義務教育学校の１・２年生を対象に，本市独自のカリキュラムである「言語活動科」で外国語に慣れ親しむ機会を提供します。
- 全ての小中学校及び義務教育学校に外国語指導助手（ＡＬＴ）を派遣し，英語の基礎や多文化の学習，コミュニケーション能力の育成などを図るとともに，イマージョン教育*により体験的に言語の理解を深めます。

＊ イマージョン教育：通常の教科を目標言語で教えることにより，学習者に実用的な外国語を習得させる教育プログラム。

④　豊かな心の育成とウェルビーイングの向上

- 自己の生き方に関する考えを深める学習を通して，道徳的な判断力などを育成するとともに，いじめや差別を許さない人権教育を進めます。

⑤　郷土愛を育む教育の充実

- 本市及び千葉県の自然や歴史，文化などに関する学習を通じて，郷土への誇りや愛着を深めるなど郷土愛を育む教育の充実を図ります。

⑥　生徒指導と教育相談の充実

- 学校や家庭，地域社会，関係機関との連携により「積極的な生徒指導」を進めるとともに，いじめの未然防止や早期発見，早期対応を図ります。

⑦　地域社会との連携の推進

- 地域とともにある学校づくりを推進します。
- 市内各校種の校長等が一同に会し，教育的課題について議論する「教育サミット」を開催し，各校の連携を支援します。
- 地域と連携し，子どもの望ましい成長を保障できるよう，持続可能なスポーツ・文化芸術環境の整備を推進します。

（3）多様な教育ニーズに応じた支援の充実

①　個に応じた支援の充実

- 個別の教育支援計画や指導計画を作成し，児童生徒の自立と社会参加を支援します。

②　特別支援教育のための環境整備

- 特別支援教育支援員や特別支援学級介助員を配置するとともに，自閉症・情緒障害特別支援学級や通級指導教室の設置を進めます。

③　交流及び共同学習の推進

- 児童生徒が障害の有無にかかわらず互いに認め合い，ともに成長・自立していくことの大切さを学ぶ交流及び共同学習を推進します。

④　不登校児童生徒への支援の充実

- 不登校児童生徒に対する教育機会の確保のために，学校内外の教育支援センター等の充実や関係機関との連携，必要な教育相談体制の充実を図ります。

⑤　日本語指導が必要な児童生徒への支援の充実

- 日本語指導が必要な児童生徒へ必要な教育相談体制の充実を図ります。

（4）体育・健康・安全に関する教育の充実

①　学校体育の充実

- 児童生徒の体力向上を図るとともに，生涯にわたって健康を保持増進し，豊かなスポーツライフを実現するための資質能力の育成を図ります。

② 健康教育の充実

- 児童生徒が生涯にわたって健康な生活を送るため，自分の健康を増進する意識を育てるとともに，薬物乱用防止や性の正しい知識に関する教育の充実を図ります。
- 学校給食におけるバランスの取れた食事や食品ロスを減らす取組を実践するなど，児童生徒の食育を推進します。

③ 安全教育の充実

- 児童生徒が生涯にわたって安全な生活を送るため，危険を予知・回避する能力を育てる生活・交通・災害に関する安全教育を推進します。

（５）教育ＤＸの推進

① １人１台端末の活用

- 児童生徒一人ひとりの特性や理解度・進度に合わせて学習を進めたり，友達の意見を共有したりすることで個に応じた指導を推進します。

② 児童生徒の情報活用能力の育成

- 情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用するための情報活用能力の育成を推進します。
- デジタル技術の利用を通じて社会に積極的に関与し，参加する能力を育成することを目的としたデジタル・シティズンシップ教育*を推進します。

③ 校務ＤＸの推進

- 校務支援システムの各種データ連携によって校務の効率化や教職員の事務負担の軽減を図り，教職員が児童生徒と向き合う時間を確保し，教育の質の向上につなげます。

④ ＩＣＴ環境の整備

- １人１台の端末環境を円滑に利用できる高速大容量ネットワークの整備及び維持管理を行うとともに，十分なサポート体制の構築を図ります。

⑤ 緊急時の対応

- 児童生徒が，休校などの緊急時や家庭学習でも学習できるＩＣＴの環境整備を進めます。

関連する個別計画	第４期八千代市教育振興基本計画 第２期八千代市学校教育推進計画

* デジタル・シティズンシップ教育：インターネットやインターネット上のメディアを使用する際の責任ある行動を促すことを目的とした教育。

第１節　教育

2　青少年健全育成

将来のまちの姿

学校や家庭，地域の連携により青少年の健全育成の体制が整い，子どもたちが健やかに成長するまち

現状と課題

- 核家族化や少子化の進行，情報化の進展など，青少年を取り巻く社会環境の変化に伴って，青少年が地域住民との交流など様々な体験・活動を通じて，規範意識やコミュニケーション能力を身に付ける機会が減少しています。
- 青少年の見守りや成長を支える担い手も青少年指導員の高齢化や青少年育成団体の減少などにより不足している状況です。
- スマートフォンなどのＩＣＴ機器が広く普及し，青少年にとっての重要なコミュニケーションツールとなっているとともに，社会参加に向けた情報収集などで活用されています。その一方で，インターネット上でトラブルに巻き込まれる危険性の増加や有害情報への接触リスクなど，青少年に悪影響を及ぼす可能性があります。
- 家庭や学校，関係機関，地域住民などが連携し，青少年を支える地域力を高めるとともに，情報技術の適切な利用を促進するなど青少年を守る取組が必要です。

基本方針

- 青少年が自立に必要な判断力や実行力及び豊かな感性を身につけるため，家庭や学校，関係機関，地域住民との連携を図りながら，青少年の健やかな自己形成や社会参画を支援します。

施策内容

（１）青少年健全育成支援体制の整備

① 組織体制の充実

- 青少年問題協議会を中心に，家庭や学校，関係機関，地域住民などと連携を深めながら，学校外活動の推進や青少年問題への理解促進など指導・育成体制の充実を図ります。
- 青少年相談員や青少年指導員を委嘱し，青少年の健全な育成活動に関わるボランティアの育成を図ります。

② 地域力の強化

- 指導者の活動に必要な知識や技術に関する講習会及び研修会を開催するなど，地域の指導者育成や青少年育成団体の活動を支援します。

（２）青少年の自立支援

① 地域社会活動への参加の促進

- 青少年が地域におけるボランティア活動などを通じて，社会のルールや自ら考え行動する力を身につけ，社会的に自立できるよう支援します。

② 非行防止対策・自立支援の推進

- 青少年の非行防止のため，街頭補導活動などを推進するほか，再び非行に走らないよう，関係団体などと連携をとりつつ，立ち直りを支援します。

（３）青少年健全育成事業の推進

① 社会環境の健全化の推進

- ネット安全教室の実施によるＳＮＳの適正な利用など，青少年の健全育成に係る啓発活動を推進します。

② 青少年による自主活動の推進

- 八千代市子ども憲章で掲げている目標の日常生活における実践を促すとともに，交流活動を通じて，青少年の視野の拡大及び親睦・友好を深めます。

③ 青少年健全育成施設の管理・運営

- 子どもたちが自然のなかで遊びながら学べる体験の場を提供します。

関連する個別計画	第４期八千代市生涯学習推進計画 第３期八千代市スポーツ推進計画

第２節　生涯学習

1　生涯学習

将来のまちの姿

市民ニーズに対応した学習機会の提供や生涯学習環境の整備により，多くの市民が様々な学習活動に参画するまち

現状と課題

- 少子高齢化の進行，グローバル化や技術革新の進展，働き方改革など，社会構造が急速に変化するなか，市民のライフスタイルや価値観も多様化しており，生涯学習に対するニーズが多様化かつ高度化しています。
- 令和５（２０２３）年に実施した市民意識調査によると生涯学習・文化活動の時間をとっている市民の割合は３１．６％と前回調査（令和元（２０１９）年）から１．０ポイント増加しました。
- 多様化かつ高度化する市民の学習ニーズに対応するためには，生涯にわたり学び続けることができ，学んだことを生かし，活躍できる「生涯学習社会」を実現する視点が重要です。
- 総合生涯学習プラザや公民館，図書館などの社会教育施設において，学習機会の場を提供してきましたが，今後は更に充実した学習機会を提供するとともに，習得した知識や技能を地域に還元できる仕組みづくりを進めるなど，生涯学習に関する施策を総合的に推進していくことが求められています。
- 地域社会のつながりや支え合いの希薄化などにより，地域の教育力が低下しています。

基本方針

- 市民が必要な知識を得られるよう学習機会の充実を図り，誰もが学習の成果を生かすことができる仕組みをつくり，学びを通した交流と学習成果の地域還元を促進するなど，生涯学習に関する施策を総合的に推進します。
- コミュニティ・スクール*，地域学校協働活動などを通して，学校・家庭・地域との連携・協働を推進します。

＊ コミュニティ・スクール：「学校運営協議会」が設置され，教育委員会から任命された保護者や地域住民などが，一定の権限と責任を持って学校運営に参画する仕組みのこと。

施策内容

（１）市民の学びの支援

① 市民のニーズに対応した学習機会の提供

- 市民が必要な知識を得られるよう，学習機会の充実を図ります。
- 大学や企業などと連携し，市民の学習機会の充実を図ります。

（２）学びを通した交流と成果の還元

① 学習成果を活用した交流の支援

- 学習の成果が広く生かせる仕組みづくりとともに，学びを通した交流活動を支援します。

② 団体活動の支援と学習成果の地域還元の促進

- 団体活動の機会の拡充や情報提供などの支援により，学習成果の地域還元を促進します。

③ 人材の育成・確保・活用の推進

- 地域で活動するリーダーやボランティアなどの人材育成を推進します。
- ボランティアを中心とした人材の活用制度の周知を図ります。

（３）市民の学びの環境整備

① 生涯学習関係施設の整備

- 生涯学習関係施設の適切な維持管理を図るとともに，市民のライフスタイルの多様化に合わせた利用方法の改善など利便性の向上を図ります。

② 情報提供の充実

- 市ホームページや生涯学習情報提供システム「まなびネットやちよ」，広報やちよのほか，ＳＮＳなどを積極的に活用し，市民が必要とする情報を得やすい環境を整備します。
- 関係部署と連携し，情報の共有化を図ったうえで，市民の求める情報を適切に提供する学習相談を行います。

（４）地域社会と連携した教育の支援

① 地域と学校の連携・協働の推進

- コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進し，多様な課題への対応を図ります。

関連する個別計画	第４期八千代市生涯学習推進計画 八千代市立図書館サービス方針 第４次八千代市子ども読書活動推進計画

第３節　文化

1　文化芸術

将来のまちの姿

市民の自主的な文化芸術活動が推進され，文化芸術が身近に感じられるまち

現状と課題

- 本市の様々な文化芸術団体は，公民館や総合生涯学習プラザなどにおいて，幅広い分野の文化芸術活動を行っており，その活動は個性が豊かで魅力あるまちづくりや，市民の一体感の醸成に欠かせない重要な要素となっています。
- 本市の文化芸術の振興に主体的な役割を果たしてきた市民の高齢化が進行しており，近年では文化芸術団体やグループ活動の維持が難しい状況が多くみられます。
- 本市は，市民会館など文化施設の管理・運営により，その年間の延べ利用者は３０万人を超えるなど，文化活動の場を提供しています。今後も，市民の文化芸術活動を支えるため，市民会館や文化センター，市民ギャラリーなどの文化芸術施設の活用・充実を図るとともに，市民が主体的に取り組む文化芸術活動の活性化を促進する必要があります。

基本方針

- 市民の自主的な文化芸術活動を支援し，文化芸術団体やグループ活動を支える人材の育成と活動機会を提供します。あわせて，市民の文化芸術活動の拠点となる文化芸術施設の活用・充実を図ります。

施策内容

（１）文化活動の推進

① 文化芸術団体・グループ等の支援

- 地域における市民の自主的な文化活動を振興するとともに，優れた文化芸術を身近に触れる機会を創出するため，市内の文化芸術団体の活動を支援します。

② 文化活動の機会の充実

- 市民文化祭をはじめ，多彩な文化的行事を開催し，優れた文化芸術を市民が学習・鑑賞する機会の提供及び創作・発表する機会の充実を図ります。

③ 文化芸術に関する情報の発信とネットワーク化

- 市内の各種団体や文化施設の指定管理者と連携し，市民に文化芸術に関する情報の提供を図ります。

（２）文化芸術施設の活用・充実

① 文化芸術施設の管理・運営

- 市民の多様な文化活動のニーズに対応するため，文化芸術施設の活用・充実を図ります。
- 文化芸術施設やオンラインギャラリー*において，市の収蔵美術品を紹介するとともに，市民が創作した美術作品の発表の機会を提供します。

* オンラインギャラリー：パソコンやスマートフォンでアート作品を鑑賞できるインターネット上のプラットフォームのこと。

第３節　文化

2　文化財

将来のまちの姿

貴重な文化財が保存・活用され，郷土の歴史や文化に親しみが持てるまち

現状と課題

- 市内には，地域の歴史や文化などにまつわる有形・無形の文化財が存在しており，本市の貴重な財産となっていますが，都市化の進展及び社会や生活環境の変化のなかで，消失又は忘れられようとしているものも少なくありません。
- 本市では，貴重な文化財を市の文化財に指定し，保存団体の協力を得ながら文化財の保護を行ってきました。
- 今後も文化財の調査・研究及び保存・活用を図るとともに，郷土博物館や文化伝承館などの事業を通じて，民俗芸能の鑑賞や祭などの伝統的な文化活動及び文化財の保存や保護活動への市民参加を促進し，次代へと継承していくことが課題となっています。
- 貴重な埋蔵文化財が開発行為などで消失することがないように，出土した文化財や発掘調査に関する資料を活用しながら，埋蔵文化財に関する普及啓発を行い，市民の埋蔵文化財への理解を高めていく必要があります。

基本方針

- 貴重な文化財を次代に継承していくために，郷土の歴史や文化に対する市民の理解と認識を深めるとともに，文化財の調査・研究及び保存・活用を図ります。

施策内容

（１）文化財の保護と活用

① 文化財調査の推進

- 文化財の調査・研究を進めるなかで，重要なものを市の文化財に指定するとともに，保存と活用を図ります。

② 文化財の保護

- 文化財を次代に継承していくため，文化財保護の普及・啓発を図るとともに，維持管理の支援及び後継者の育成を図ります。
- 地域の文化財への社会的な認識を深めるため，文化財に関する説明板の設置などで文化財への関心や理解を促進します。

③ 伝統文化の継承

- 社会や環境の変化を反映して，変わりつつある伝統文化の映像や音声などの記録を残すとともに，途絶えてしまった伝統文化は，既存の資料などの調査・研究を進め，次代へと継承します。

（２）文化資料の収集・保存・活用

① 保存・展示施設の充実

- 一般公開や企画展の開催のため，文化財の適切な保存・管理を図るとともに，保存・展示施設の充実を図ります。
- 伝統文化の保存伝承及び後継者の育成のため，郷土博物館や文化伝承館の有効活用及び適切な維持管理を行います。

② 資料の収集と活用

- 収集した文化財の資料活用のため，講座や常設展，企画展などの充実を図ります。

（３）埋蔵文化財の保護と活用

① 発掘調査体制の整備

- 貴重な埋蔵文化財が開発行為などで消失することがないように，関係機関との連携を強化するとともに，遺跡調査や発掘体制の充実を図ります。

② 整理事業の推進と活用

- 出土資料の整理事業に積極的に取り組むとともに，各種資料を活用した学習機会を提供します。

③ 出土資料の適切な管理

- 出土資料が毀損することがないように，また活用をスムーズに行うため，出土した文化財や発掘調査に関する資料を適切に管理します。

第４節　スポーツ

1　スポーツ・レクリエーション

将来のまちの姿

市民の誰もがスポーツを楽しむことのできるスポーツ環境が整備され，健康で活力に満ちたまち

現状と課題

- 令和５（２０２３）年に実施した市民意識調査によると，スポーツ活動の時間をとっている市民の割合は３割台半ばとなっています。本市は，体育館や野球場，庭球場などの体育施設の管理・運営により，その年間の延べ利用者は３０万人を超えるなど，スポーツ活動の場を提供しています。また，本市民のスポーツ実施率は，全国と同水準となっていますが，更なるスポーツ活動の推進及びスポーツ環境の整備が必要です。
- 生涯にわたってスポーツに親しむためには，自らが体を動かして楽しむ「するスポーツ」だけではなく，スポーツを観戦して楽しむ「みるスポーツ」，スポーツイベントなどにボランティアとして参加する「ささえるスポーツ」といった観点を踏まえたスポーツ活動の促進が求められています。
- 市民が気軽に利用可能な地域のスポーツ活動の場を確保するため，老朽化したスポーツ施設の計画的な整備と利用を促進する必要があります。

基本方針

- スポーツ施設の更なる充実や有効活用を進めるとともに，スポーツ指導者やスポーツ関係団体，スポーツクラブの育成や市民ニーズに対応したスポーツの普及など，スポーツ・レクリエーション活動を推進する体制や環境づくりを進めます。

施策内容

（１）スポーツ活動の推進

①　ライフステージ等に応じたスポーツ活動の推進

- 市民のライフステージに応じたスポーツに関するニーズを捉え，各種イベントや教室などスポーツ活動を促進する環境を整備します。
- 障害の有無にかかわらず一緒にできるスポーツ活動や大会の普及を図り，障害者スポーツの理解・啓発を促進します。

② スポーツ大会等の開催

- 市民体育大会や市民レクリエーション大会，スポーツイベントなどを開催し，スポーツを介した市内外の交流や国際交流の充実を図ります。

③ 競技力の向上

- 競技力の向上や競技スポーツ人口の裾野の拡大を目指し，市民体育大会の開催及び県民体育大会に参加する選手の育成・支援を図ります。

（２）スポーツ環境の整備

① スポーツ指導者の育成

- スポーツ指導者の資質向上に向けて，指導者向け講習会の開催や，国・県が開催するスポーツ指導者研修会などの情報提供を図ります。

② スポーツ推進委員の資質向上と活動の充実

- 多様化する市民ニーズに応じた派遣指導ができるよう，県が主催する講習会への積極的な参加を促すなど，スポーツ推進委員の資質向上を図ります。

③ 関係団体との連携

- スポーツ協会やレクリエーション協会，スポーツ推進委員をはじめとした関係団体との連携を図るとともに，スポーツ及びレクリエーション活動の普及を図ります。

④ 総合型地域スポーツクラブの活動支援

- 地域のスポーツ活動の活性化に向けて，総合型地域スポーツクラブの活動を支援します。

⑤ スポーツ情報の収集と提供

- 広報やちよや市ホームページなどを活用し，スポーツ教室や大会などの情報提供を図ります。

（３）スポーツ施設の充実

① スポーツ施設の管理・運営

- 老朽化した施設の計画的な改修を進めるとともに，スポーツ施設の予約方法の改善や設備・備品の適正な管理などを行い，品質の高いサービスを利用者に提供します。

② 学校体育施設の活用

- 市民のスポーツ活動の場として，学校体育施設を有効活用するとともに，利用者の利便性向上に向けて，運用方法の改善を図ります。

関連する個別計画	第３期八千代市スポーツ推進計画

第３章　安心・安全に暮らせるまちづくり

第１節　暮らしの安心
第２節　暮らしの安全
第３節　上下水道

第１節　暮らしの安心

1　市民相談・消費生活

将来のまちの姿

日常生活の問題や悩みについて，専門家への相談体制が充実しているまち

現状と課題

- 少子高齢化の進行やコロナ禍後の社会経済構造の変化，デジタル技術の進展など，社会情勢が絶えず変化するなかで，相続や離婚，労働，金銭問題など様々なトラブルが発生しています。
- 消費者からの相談は，スマートフォンやキャッシュレス化*の急速な普及に伴うインターネット取引に係る消費者トラブルのほか，高齢者を中心に訪問購入に関連するトラブルが増加するなど複雑化かつ多様化しています。
- 市民からの相談及び苦情処理体制の充実や消費生活に関する情報提供など，消費者の安全と利益を保護する重要性が高まっています。

基本方針

- 市民が安心して暮らすために，専門家による市民相談の充実や消費生活相談体制の強化に努めます。
- 消費生活における被害を防止し，その安全を確保するため，消費者意識の啓発を推進するとともに，消費者の安全確保と利益の保護に努めます。

＊ キャッシュレス化：決済方法が現金決済からキャッシュレス（クレジットカード，電子マネー，スマホ決済アプリ，口座振替など）に切り替わっていくこと。

施策内容

（１）市民相談を通じた安心な暮らし

①　市民相談の充実

- 市民の日常生活を送るうえで生じる様々な問題の解決を図るために，弁護士や税理士などの有資格者による専門相談を実施します。

（２）消費者意識の普及・啓発

①　消費者学習の充実

- 消費者に出前講座などの学習機会を提供することにより，消費生活に関する基本的な知識の習得や問題意識の高揚を促進します。

②　消費生活情報の提供

- 消費者問題に関する資料の展示や情報提供を図ります。
- 市民の生活用品の再利用に関する情報を提供します。

（３）消費者利益の保護

①　相談体制の強化

- 複雑化かつ多様化する消費者トラブルの相談や苦情に対応するため，消費生活相談員の専門的な知識・技術の習得やスキルの向上を図り，消費生活に関する相談体制の強化を図ります。
- 消費者トラブルの早期解決と未然防止を図るため，全国消費生活情報ネットワークシステムを活用し，国や県等への情報伝達や相談及び苦情処理対策の強化を図ります。
- 消費者の利便性向上や相談業務の改善に向けて，国が進めている消費生活相談のデジタル化に取り組みます。

②　販売商品の適正化表示

- 製品安全４法及び家庭用品品質表示法に基づき，販売事業者への立入検査を実施することで，商品表示の適正化を図ります。

第２節　暮らしの安全

1　防災・減災

将来のまちの姿

大規模な自然災害に対する「強さ」と「しなやかさ」を備え，災害時に誰もが的確に行動できるまち

現状と課題

- 本市にとって特に大きな被害が予測される千葉県北西部直下地震（マグニチュード７．３の規模）が発生した場合，建物の全壊は３，５００棟，地震による死者は１２０人と想定されています。
- 近年，頻発化している集中豪雨や大型化する台風により，全国的に洪水や河川の氾濫などの水害や土砂災害などが頻発・激甚化しているなか，本市においても平時からの備えが求められています。
- 様々な自然災害に対して，公助の取組のほか，市民による自助や自主防災組織等の設立による共助を促進する必要があります。

基本方針

- 市民生活を脅かす大規模な自然災害に備えるため，人命の保護や社会経済への被害が致命的にならないようにする「強さ」と，迅速な復旧・復興に向けた「しなやかさ」を官民一体となって構築します。
- 八千代市地域防災計画の内容を必要に応じて見直し，計画内容の充実を図ることにより，様々な災害に対応できる体制を確立します。

施策内容

（１）災害予防体制の充実

① 防災意識の普及・啓発

- 防災講話を実施するとともに，広報やちよや市ホームページへの掲載などにより，災害時に役立つ知識の提供と防災意識の普及や啓発を図ります。

② 自主防災体制の強化

- 町会や自治会などによる自主防災組織や避難所運営委員会の結成の促進及び地域防災を担う人材の育成など，自主的な防災活動を支援します。

③ 防災訓練の実施

- 市民参加型の防災訓練を実施し，防災関係機関の連携強化や地域住民の災害対応力の向上を図ります。

④ 防災体制の強化

- 市職員に対して，災害時に対応するための研修や実践的な訓練を実施し，災害発生時

に迅速かつ的確な対応ができるよう防災体制を強化します。

（２）災害応急対策の充実

①　情報連絡手段の強化

- 市民が被災時に迅速かつ的確に情報の収集や伝達ができるよう，手段の強化を図り，普及や啓発を推進します。

②　応急物資などの確保

- 被災時の非常用食糧や防災資機材などの維持管理とともに，企業などと災害時協力協定を締結し，生活必需品などの応急物資を確保します。

③　応急・復旧体制の確立

- 関係団体や企業と連携し，被災者の救助や電気，ガス，上下水道，通信，交通などの生活関連施設を迅速に復旧させるなど，被災時の速やかな応急・復旧体制の確立を図ります。

④　協力団体との連携強化

- 災害時における医療救護活動や復旧活動などの応援協力を迅速に行えるよう，関係団体や企業との災害時協力協定の締結を拡充します。

⑤　避難所環境の向上

- 被災時の避難所の環境における多様なニーズの違いなどに対応するため，避難所の運営に女性などからの意見を取り入れ，避難所での良好な生活・衛生環境の向上を図ります。

（３）都市防災対策の推進

①　都市防災構造の強化

- 各種インフラ設備や防災拠点施設などの耐震化及び避難路の危険なコンクリートブロック塀などの撤去を促進するとともに，一時避難場所や延焼防止などの機能を担う公園・緑地など防災空間の整備を図ります。
- 旧耐震基準*で建てられた木造住宅やマンションについて，耐震診断費等の助成などにより耐震化を図ります。
- 集中豪雨などによる都市型の水害対策として，雨水管などの雨水施設の整備を進めるとともに，開発区域において雨水流出の抑制を目的とした貯留施設や浸透施設などの設置の指導を行います。

②　河川の改修及び維持管理

- 河川の氾濫を防止するため，一級河川の治水対策を国や県に要請します。
- 勝田川の溢水（いっすい）対策として，千葉市・佐倉市・四街道市・八千代市の４市で設立した勝田川改修協議会により河川改修を行います。
- 溢水を改善するために，準用河川高野川の改修を進めます。

③　急傾斜地の対策

- 急傾斜地崩壊危険区域に指定された箇所の崩壊対策に努めます。

④　大規模盛土造成地の対策

- 第二次スクリーニング計画*に基づき，安全性の把握に努めます。

関連する個別計画	八千代市国土強靭化地域計画／八千代市地域防災計画

＊ 旧耐震基準：建築基準法における「耐震基準」のうち，昭和 56（1981）年の改正前の基準のこと。
＊ 第二次スクリーニング計画：大地震等が発生した場合に滑動崩落等のおそれがある大規模盛土造成地の安全性把握を行う優先順位を決める計画。

第２節　暮らしの安全

2　消防

将来のまちの姿

消防・救急・救助体制が充実し，火災などの災害から市民の生命や財産が守られるまち

現状と課題

- 本市の令和５（２０２３）年の火災出火件数（人口１万人当たり）は，２．１４件と県内自治体と比較して少ない傾向にありますが，今後の本市における人口動態及び市北西部地域の市街地の拡大などを踏まえ，引き続き，火災予防の強化が必要です。
- 市内の高齢化の進行，災害の激甚化や頻発化，千葉県北西部直下地震の発生リスクの高まりなどから，災害対応の増加が見込まれます。
- 各種災害から市民の生命や財産を守るためには，消防拠点の長寿命化，消防車両の老朽化対策，消防隊員や救急救命士などのスキルアップを推進し，消防・救急及び救助体制の一層の強化を図る必要があります。

基本方針

- 火災などの災害から市民の生命や財産を守るため，市民への予防指導の強化や防火意識の普及・啓発などを推進するとともに，消防拠点や消防車両などの機能の維持・強化や隊員の知識・技術の向上など消防体制の強化を図ります。
- 高齢化の進行などに伴い増加傾向にある救急需要に対応するため，救急資格者の確保や医療機関との連携強化など，市内の救急体制の強化を図ります。

施策内容

（１）火災予防の推進

①　防火意識の普及・啓発

- 火災を未然に防ぐため，市民や事業所などに対して，訓練指導などの機会を活用して火災予防に関する知識や技能の普及・啓発を図ります。
- 幼児期に火の怖さを学習するため，幼年消防クラブ*員に対する指導や育成を図ります。
- 小学生を対象に防火体験を実施し，火の怖さや消火に必要な知識と技術を提供します。

②　外郭団体との連携

- 市内の事業所で構成された八千代市防災協会などの外郭団体との連携強化を図ります。

＊ 幼年消防クラブ：幼年期に火に対する正しい知識を身につけ，消防の仕事を理解することにより，火災予防の普及啓発及び防火思想の向上を図るための組織。

③　予防指導の強化

- 市内の建物の防火構造の規制や消防用設備の設置指導などを行うとともに，デジタル技術を活用した立入検査の実施や事業所の防火管理体制の強化，消防用設備の維持管理など予防指導を強化します。

（２）消防・救助体制の充実

①　消防拠点機能の維持

- 消防拠点としての機能を維持するため，消防庁舎や消防署など消防拠点となる施設の適切な維持管理を図ります。

②　消防車両などの整備

- 消防車両等更新計画に基づいて消防車両などの更新を計画的に行い，複雑多様化する災害に対応できるよう消防力の強化を図ります。

③　情報通信体制の充実・強化

- ちば北西部消防指令センターと連動した指令系通信機器などの維持管理とともに，災害時などに活用する情報通信機器の更なる充実，強化を図ります。

④　消防水利の確保

- 大規模地震の発生時などの延焼火災に対応するため，市内各地に耐震性防火水槽を整備するとともに，既存の消防水利の維持管理を行います。

⑤　救助体制の充実

- 救助隊員が複雑多様化する各種災害に対応するため，実践的な訓練などにより救助技術の向上を図ります。

⑥　職員の育成

- 消防体制の充実に向けて，職員への初任教育，専門教育，研修・訓練などを行い，職員のスキルアップを図ります。

⑦　消防団の活性化

- 市内の各地域の消防団の装備・施設の整備，団員の教育訓練の充実及び処遇の改善を図るとともに，市民の新規入団を促進し，消防団の組織の充実を図ります。

（３）救急体制の充実

①　救急体制の整備

- 市民への救命講習会等を通じて応急手当に関する知識及び技術の普及・啓発を行い，救命率の向上を図ります。
- 増加する救急需要に対応するため，研修会や講習会へ職員を派遣し，知識及び技術の向上を図るとともに，救急車の適正利用について啓発を行います。
- 小中学生を対象に救命体験を実施し，命の大切さや救命に必要な知識と技術を学ぶ機会の充実を図ります。
- 救急救命士の救急業務従事者数を増やし，救急救命活動の強化を図ります。
- 八千代医療センターとのメディカルコントロール体制*を確立するとともに，市内外の医療機関との連携を強化し，救急活動の充実を図ります。

＊ メディカルコントロール体制：医学的観点から救急隊員が行う応急措置等の質を保障すること。

第２節　暮らしの安全

3　防犯

将来のまちの姿

防犯施設が整備され，地域が一体となって防犯活動を推進し，犯罪から市民が守られるまち

現状と課題

- 本市の令和５（２０２３）年の刑法犯認知件数は，１，２８７件（令和元（２０１９）年比▲９４件）と減少傾向にありますが，自動車や自転車の盗難や高齢者を狙った特殊詐欺など犯罪の多様化や巧妙化が進んでいます。
- 令和５（２０２３）年に実施した市民意識調査によると，安心で安全なまちづくりに向けて取り組むべきことについて，「防犯施設の整備（防犯灯，防犯カメラ等）（３３．５％）」が「災害時におけるライフラインの確保（６４．１％）」に次ぐ２位となっています。
- 犯罪から市民を守るためには，本市からの犯罪に関する情報提供や啓発により，市民の安全意識の醸成を図るなど，官民一体となった防犯活動の推進が必要です。

基本方針

- 防犯施設の整備とともに，市民，各種団体，警察などの関係機関と連携し，啓発活動や防犯体制の充実を図り，安心で安全なまちづくりを推進します。

施策内容

（１）防犯活動の推進

① 防犯に関する意識の高揚及び知識の普及・啓発

- 犯罪被害を防止するため，活発な広報活動を展開し，防犯に関する意識の高揚及び知識の普及・啓発を図ります。

② 防犯体制の充実

- 市民や警察，防犯関係団体との連携を強化し，地域防犯体制の充実を図ります。

（２）防犯施設の整備

① 防犯灯の整備

- 夜間の犯罪の防止や通行の安全を図るため，防犯灯の整備を促進します。

② 防犯カメラの整備

- 地域防犯力の向上を図るため，自治会などによる防犯カメラの整備を支援します。

図表 20　市内の刑法犯認知件数

（資料）千葉県警察本部

第２節　暮らしの安全

4　交通安全

将来のまちの姿

誰もが安心して外出できる，交通事故のない安全なまち

現状と課題

- これまでの交通安全対策は，主として「車中心」の対策であったため，自転車や歩行者に配慮した道路整備や交通安全対策が十分とはいえず，今後は，自動車の生活道路における通過交通*の流入抑制などの課題があります。
- 市内に７つある鉄道駅周辺には放置自転車が多く，歩行者や緊急車両の通行に支障が生じ，交通事故を引き起こす要因となります。交通事故を未然に防止するため，放置自転車や自転車駐車場の状況を把握し，自転車駐車場を適切に運営管理するなど放置自転車の対策を推進する必要があります。

基本方針

- 交通事故を未然に防止するため，警察署及び関係機関と連携し，交通安全に対する意識の醸成・啓発・教育活動を推進します。
- 放置自転車の状況や自転車駐車場の利用状況を踏まえながら，自転車駐車場の計画的な改修を進めます。
- 通学路，生活道路及び幹線道路における交通安全施設等の整備などの安全対策を推進します。

＊ 通過交通：ある地域を単に通るだけで，その地域内には目的地をもたない交通のこと。

施策内容

（１）交通安全活動の推進

①　交通安全の意識醸成・啓発・教育の推進

- 交通安全に対する意識の醸成や啓発，交通安全教育を警察署及び関係機関と連携して実施します。

（２）道路交通環境の整備

①　交通安全施設の整備

- 防護柵や道路反射鏡（カーブミラー）などの交通安全施設の適切な整備及び維持管理を図ります。
- バリアフリーなどを考慮した歩行支援施設を整備します。
- 教育委員会と連携して，学校から要望があった児童の通学路の点検や整備方針の検討など安全対策を行います。

②　自転車走行環境の整備

- 鉄道駅を中心とした主要な路線において，自転車の通行空間を整備します。

③　自転車駐車場の維持

- 老朽化した自転車駐車場の改修など，適切な維持管理を図ります。

④　放置自転車対策の推進

- 駅周辺の放置禁止区域内外の放置自転車の撤去や保管とともに，自転車利用者への啓発などの放置自転車の防止に向けた対策を推進します。

関連する個別計画	八千代市自転車ネットワーク計画

第３節　上下水道

1　水道

将来のまちの姿

いつでも，どんなときでも，安全な水が届くまち

現状と課題

- 本市の水道事業は，昭和４２（１９６７）年４月に給水を開始して以来，自己水源（地下水）と北千葉広域水道企業団*からの受水により水源を確保し，安全でおいしい水の安定供給を行っています。
- 本市の水道普及率は，令和５（２０２３）年度末で９９．１％と高水準を維持しています。一方，水道料金収入の将来を展望すると，今後の人口減少に加え，節水意識の高まりや節水機器の普及，産業構造の変化による水需要の落ち込みなどにより減少が見込まれます。
- 市内全域の水道管路の耐震化率は，令和５（２０２３）年度末で６２．９％と県内では高い水準となっている一方，浄・給水場や非耐震管路の老朽化により，漏水や破損のリスクが高まっています。

基本方針

- 浄・給水場や管路を水需要の変化に対応しながら渇水や災害に強い施設へ改良・更新し，安全でおいしい水を継続的に安定供給します。

＊ 北千葉広域水道企業団：千葉県，松戸市，野田市，柏市，流山市，我孫子市，習志野市及び八千代市の１県７市で構成される，利根川水系江戸川を水源に水道用水供給事業を行う行政サービスの一部を共同で行う組合のこと。

施策内容

（１）水道事業の運営基盤の向上

① 水道事業の健全経営

- 浄･給水場の統廃合など投資の合理化により，経費節減や業務の効率化を推進します。
- 老朽化した施設の計画的な更新に必要な資金を確保するため，業務の効率化を図るとともに，水道料金の見直しを検討します。

② 水源の保全と安定供給

- 水源となっている深井戸について，所定の水量が確保できるよう保全を図るとともに，北千葉広域水道企業団からの受水による安定水源を維持します。
- 取水や配水の効率的な運用及び必要に応じて施設の整備や改良・更新を図ります。

（２）安全な水の安定的な供給

① 水質管理の充実

- 安全な水道水を供給するため，適切な水質管理を行います。
- 水道法又は八千代市小規模水道条例の規定に該当する工場，病院，学校などの水道施設や水質が設置者により適正に管理されているかを確認するため，立入調査などを行います。

② 漏水対策の推進

- 市内の水道管路などの漏水の調査や点検を計画的に行い，早期発見や修繕を図ることで，有効率*の向上及び漏水に伴う二次災害の防止を図ります。

（３）災害対策の強化

① 緊急時対策の推進

- 地震などの災害時において市民への飲料水を円滑に供給するための機材及び施設復旧に必要な非常用機材を計画的に整備します。

② 施設強靭化の推進

- 地震などの災害に強い施設にするための施設整備及び耐震化を進めます。
- 既設の非耐震管などの老朽管は，地震などの災害に強い耐震管に更新します。

③ 水管橋等*の安全性の確保

- 管路の安全性を担保するため，水管橋等を合理的かつ効果的に維持管理します。

関連する個別計画	第２次八千代市水道事業経営戦略

＊ 有効率：配水した水量のうち有効に使用された水量（有効水量）の割合。
＊ 水管橋等：道路，河川，鉄道等を架空横断する管路等。

第３節　上下水道

2　下水道

将来のまちの姿

快適な衛生環境と浸水被害の少ないまち

現状と課題

- 本市の公共下水道事業は，昭和４２（１９６７）年の勝田台団地の造成に併せて着手し，昭和４７（１９７２）年から印旛沼流域関連の公共下水道事業として，市街化区域を中心に整備区域を定めて推進しています。
- 汚水施設は，令和５（２０２３）年度末の整備人口普及率が９２．６％と国や県と比較して高水準である一方，一部の工業団地や土地利用が定まっていない未利用地などに未整備地区があります。
- 雨水施設は，令和５（２０２３）年度末の整備率が４６．８％となっており，頻発する豪雨による浸水被害への対策を行っています。
- 本市の公共下水道事業は，将来的には人口の減少が見込まれるなど厳しい財政状況となることが想定されています。

基本方針

- 計画的な下水道の整備及び既存施設の改築・更新を進め，快適な衛生環境を守り，浸水被害の少ないまちを目指します。

施策内容

（１）公共下水道事業の運営基盤の向上

① 公共下水道事業の健全経営

- 老朽化が進む施設の計画的な修繕・改築や投資の合理化を進めるとともに，経費節減や業務の効率化を推進します。
- 公共下水道事業の財務状況や施設の更新需要などを的確に把握し，適正かつ持続可能な使用料への見直しを検討します。

② 下水道施設の計画的な改築・更新

- 八千代市下水道ストックマネジメント計画に基づき，老朽化した下水道施設の改築・更新を計画的かつ効率的に進めます。

（２）汚水の適正な処理

① 汚水施設の整備検討

- 一部の工業団地や未利用地などの汚水施設未整備地区において，企業のニーズ及び費用対効果などを確認しながら，汚水施設の整備を検討します。

② 汚水施設の維持管理

- 汚水管やマンホールなどの定期的な点検及び雨水や地下水の汚水管への浸入を調査し，適切な維持管理を行います。
- ポンプ場の適正な運営及び維持管理により，円滑な汚水処理を行います。

③ 水質規制の指導監督

- 有害物質や油脂類などの下水道への流入を防止するため，水質規制に関する知識の普及と周知を図ります。
- 特定事業場*などの排水について，除害施設*の設置に関する指導や監督を行います。

④ 水洗化の普及

- 公共下水道への接続について理解が得られるよう，戸別訪問や現地調査などを行い，水洗化の普及を促進します。

（３）浸水対策の強化

① 雨水施設の整備

- 都市化の進展に伴う雨水流出量の増加や集中豪雨による浸水被害などを防止するため，雨水管などの雨水施設の整備を計画的に進めます。

② 雨水施設の維持管理

- 雨水を効率的に排除するため，定期的に雨水管及び調整池の点検や清掃を行います。

③ 雨水流出抑制策の推進

- 開発事業事前協議において，八千代市雨水流出抑制指針（公共下水道編）に基づき，適切な雨水流出抑制施設の設置を行うよう協議や指導を行います。

関連する個別計画	第２次八千代市公共下水道事業経営戦略 八千代市下水道ストックマネジメント計画

＊ 特定事業場：排水の水質の規制が必要な施設として下水道法により指定された施設（特定施設）を有する工場・事業場。
＊ 除害施設：下水の排除基準を遵守するために，事業所などが水質を悪化させるおそれのあるものを処理するために設置する施設。

第４章　快適で環境にやさしいまちづくり

第１節　市街地・住環境の整備
第２節　総合交通・道路環境の整備
第３節　環境との共生・保全
第４節　循環型社会

第１節　市街地・住環境の整備

1　市街地の整備・活性化

将来のまちの姿

多様な主体と協働し，安全で快適かつ地域の特性を生かしたまちづくりの整備が進み，市街地の活性化が図られているまち

現状と課題

- 本市は，都市計画における区域区分や用途地域の指定，地区計画などにより，適正な土地利用の誘導・保全を図るとともに，京成本線や東葉高速線の各駅周辺における土地区画整理事業をはじめとする都市基盤整備を展開するなど，良好な市街地を計画的に形成することにより，首都圏の住宅都市として発展してきました。
- 近年では，大規模災害のリスクの増大や社会資本の老朽化，市街地の空洞化などの課題が生じています。これらの課題に対応するため，鉄道駅を中心に都市機能を配置し，その周辺に居住機能の立地を進めるなど，コンパクトでまとまりのある市街地の形成を図るとともに，適正な民間開発への誘導などを図る必要があります。
- 京成本線沿線の各駅周辺では，各駅を中心とした地域の目指す姿を示す八千代市京成本線沿線まちづくりビジョンに基づいて，商業などの活性化や都市機能の向上を図る必要があります。
- 市街化調整区域は，農地や山林が虫食い状に宅地化されるなど，住宅地の無秩序な拡大を抑制する必要があります。

基本方針

- 将来の人口減少に備え，地域の特性を生かした計画的な土地利用を図るとともに，市街地の整備に関する各種制度などを活用し，良好な住環境や景観，魅力と活力のある商業，個性ある市民文化を育むなど，バランスのとれた総合的な市街地整備を推進します。
- 地域住民や事業者などの自発的かつ自立的な地域の価値向上に向けた市街地の形成に関する取組を支援します。

施策内容

（１）市街地の整備・誘導・保全

① 土地利用の適正化

- 将来の人口減少や激甚化する自然災害に対応したコンパクトなまちづくりを進めるため，八千代市都市マスタープランに基づき，計画的な土地利用の誘導や転換，規制を図ります。
- 市街化調整区域は，土地利用方針及び地区計画運用基準に基づいて，市街化区域周辺や幹線道路沿道など，地区の特性に応じた土地利用の誘導を図ります。
- 良好な市街地の整備や保全を図る地区の市街化区域への編入手続を進める一方で，鉄道駅を中心とした持続可能な集約型の都市構造への転換を図ります。

② 市街地の整備

- 市街地整備を予定している地区における整備手法の検討を進めるとともに，市街地の計画的かつ効率的な整備を推進します。

③ 鉄道沿線の活性化

- 用途地域の見直しや地区計画制度の活用などにより，民間事業者による開発を誘導し，駅周辺における土地利用の高度化を図ります。

④ 都市景観の形成

- 地区計画制度の活用や屋外広告物の表示・設置の適正化により，良好な景観の形成を図ります。

⑤ 住居表示などの整備

- 宅地開発事業などの施行区域との整合を図りながら，住居表示の実施や街区区域の変更を検討するとともに，町名を変更又は選定する際には，住民の合意のもとに歴史や伝統のある地名の存続を図ります。

（２）地域まちづくりの推進

① 地域まちづくりの支援

- 地域の特性に応じて，地域住民や事業者などによる主体的なまちづくり活動の支援に努めます。

関連する個別計画	八千代市都市マスタープラン 八千代市京成本線沿線まちづくりビジョン

第１節　市街地・住環境の整備

2　住宅

将来のまちの姿

ライフスタイルの多様化や居住ニーズの変化に応じた住宅が整備され，多様な世帯が快適で安心して住み続けられる住環境が整備されているまち

現状と課題

- 本市は，特定行政庁*として安全で秩序ある住環境をつくるため，建築確認事務，許認可事務，違反建築物への指導監督など建築物の安全性の確保に取り組んでいます。
- 近年では，地球温暖化の抑制に向けて，省エネルギー化など環境への負荷を抑えた住宅やライフスタイルの多様化及び居住ニーズの変化に応じた住宅の整備が求められています。
- 市街地の形成から相当な期間が経過した区域では，老朽化した住宅の増加や人口減少など社会環境の変化に伴い，空き家や空室が増加しており，空き家などの中には適切な管理が行われていないことで，地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすものがあります。
- 既存住宅のなかには，耐震性が低い住宅もあり，災害に強い安全な住宅への建替えや改修が求められています。
- 今後，高経年マンションの急増が見込まれるなか，区分所有者による管理の適正化を推進し，良好な住環境の維持を図る必要があります。
- 本市は，低額所得者向け住居として市営住宅の確保に取り組んでいますが，用途廃止や改修が必要な時期を迎えており，今後の安定的な提供が課題となっています。

基本方針

- 法令に基づく適切な建築指導や都市計画との連携により，良好な住環境の維持保全を図ります。既存住宅の耐震性の向上や空き家対策，定住施策と連携した住宅改修を促進するなど，市民が地域に住み続けられるための支援を行います。
- 多様な世帯の居住の確保に向けて，不動産及び建設に関係する団体や福祉関係団体などとの連携を強化し，住宅施策を推進します。市営住宅の戸数を引き続き維持することとし，用途廃止により減少する戸数は，ＵＲ都市機構の賃貸住宅の借上げなどにより補充します。
- マンションについては，計画的な修繕や適切な維持管理など，管理の適正化を図るための必要な支援を行います。

＊ 特定行政庁：建築基準法で規定された建築確認などを行う建築主事を置く市町村の長のこと。

施策内容

（１）住環境に配慮した住まいづくりの促進

① 地域特性に即した住宅の誘導と適切な維持管理の推進

- 法令などに基づく手法や地域のまちづくりのルールなどに沿った住宅に誘導するとともに，違反建築物の指導など，適切な維持管理を推進します。

② 環境やニーズに配慮した住宅の整備促進

- 住生活の向上及び環境への負荷低減に対応するため，住宅の省エネルギー化など，環境に配慮した住宅整備を促進します。

（２）安心して住み続けられる住宅の確保

① 災害に強い住まいの確保

- 住宅（木造住宅・マンション）の耐震診断費などの補助制度により，耐震化の向上を図ります。

（３）多様な世帯が地域に住み続けるための住宅支援

① 相談体制の充実

- 宅地建物取引業協会，建築士・建設業協会などの不動産，建設関連，福祉団体などの各種団体との連携を強化し，住宅施策の実効性を高めます。

② 住宅セーフティーネット*の構築

- 市営住宅の確保と適切な維持管理を行うほか，公的・民間賃貸住宅を活用した住まいの確保など，安定的な居住を支援します。

（４）地域の住宅ストックの有効活用

① 空き家などの適正な管理と有効活用

- 空き家などを含む既存住宅のニーズの変化に対応した利活用（空家バンク，マッチングなど）や適切な管理を促進します。
- マンション管理計画の認定など，マンション管理の適正化を推進するための支援を行います。

関連する個別計画	八千代市住生活基本計画／八千代市耐震改修促進計画 八千代市空家等対策計画／八千代市市営住宅等長寿命化計画 八千代市マンション管理適正化推進計画

＊ 住宅セーフティーネット：高齢者，低額所得者，障害者などの住宅の確保に配慮が必要な人が安心して暮らせる住まいの確保に向けた支援への仕組みのこと。

第１節　市街地・住環境の整備

3　公園・緑地

将来のまちの姿

魅力ある公園・緑地の整備を進め，公園・緑地を恒久的な緑の財産として維持管理し，緑を生かした潤いのあるまち

現状と課題

- 公園・緑地は，まちに潤いと安らぎを与える場や市民のふれあいの場，災害時の避難場所にもなる重要な役割を果たしています。
- 市民ニーズに対応した計画的な公園・緑地の整備を行うとともに，公園施設の老朽化や公園内の樹木の大木化が進んでいることから，市民や関係機関との協力のもとで，恒久的な緑の財産として適切に維持管理していく必要があります。
- 西八千代地区の近隣公園や県立八千代広域公園の整備促進が求められている一方で，既存の公園のあり方について，市民からの要望が増加かつ多様化しており，都市公園の整備，維持管理の財源の確保及び体制の拡充が課題となっています。
- 市の木や市の花を生かしたまちのイメージアップにより，緑を生かした潤いのあるまちづくりが求められています。

基本方針

- 「みんなでつくる緑豊かなまち」を実現するため，魅力ある公園・緑地を整備するとともに，市民や企業，行政が一体となって都市緑化を推進します。
- 地域住民に愛される公園となるよう，市民や関係機関との連携により公園を適正に管理します。

施策内容

（１）都市公園の整備

① 住区基幹公園の整備

- こどもや高齢者，障害者の利用に配慮したユニバーサルデザインの導入などにより，日常生活に密着した街区公園や近隣公園，地区公園の整備及び改修を図るとともに，開発行為などに伴う公園・緑地の十分な確保を指導します。

② 都市基幹公園の整備

- 市民の休息，散歩，運動などの場である総合公園，スポーツ・レクリエ―ション活動に供する運動公園については，施設の充実と清掃，植栽管理，補修などの維持管理を図ります。

③ 広域公園の整備促進

- 市民の文化・スポーツ活動の場や憩いの場を提供するため，事業主体である千葉県と連携し，県立八千代広域公園の整備を促進します。

④ 都市緑地などの整備

- 市民の憩いの場である「都市緑地」や「市民の森」などの整備及び保全を図ります。

（２）緑化の推進

① 公的空間の緑化の推進

- 道路，河川，学校など公共施設の緑化を推進します。

② 私的空間の緑化の促進

- 環境保全林，名木，古木など貴重な樹林の保存を図るとともに，市の木や市の花を生かした緑化を促進します。

③ 民間活力による緑化の促進

- 民間団体による植栽事業など，自主的活動による緑化を促進します。

（３）公園・緑地の管理

① 公園・緑地の維持管理

- 遊具・施設の点検，既存施設の改修を適宜行い，安全かつ適切に公園・緑地の機能を維持します。
- 指定管理者制度の活用や地域住民の参加など，民間活力を生かして，公園の魅力を高める取組を推進します。

関連する個別計画	八千代市緑の基本計画

第２節　総合交通・道路環境の整備

1　総合交通

将来のまちの姿

市民の移動ニーズにきめ細かく対応できる公共交通手段が整ったまち

現状と課題

- 本市の交通ネットワークは，鉄道の２路線７駅を中心に，駅を起点に運行するバス路線網で形成されているほか，一部の地域においてはコミュニティバスも運行しています。
- 将来の人口減少や高齢化の進行が想定されるなかで，地域公共交通の維持を図るとともに，総合的かつ持続可能な公共交通サービスを確保していくことが必要です。
- 平成８（１９９６）年に開業した東葉高速線は，沿線開発の進展に伴い輸送人員が増加していますが，現在でも，建設時の有利子負債を抱えた厳しい経営状況が続いており，経営の健全化が課題となっています。
- 交通手段の連携の観点からは，駅前の路線バスやタクシーなどの乗降と待機スペース，歩行者の流れを円滑にする通路スペースなど，各種交通手段と鉄道の結節機能を駅前空間に確保していくことが求められています。

基本方針

- 八千代市地域公共交通計画に基づいて，社会情勢の変化，市域全体の状況及び地域の特性を踏まえ，地域の移動ニーズに応じた，利便性が高く持続可能な地域公共交通網を構築します。
- 東葉高速鉄道（株）の自立に向けた支援を行うとともに，京成本線と東葉高速線の利便性向上のため，誰もが利用しやすい駅にするための改良や，今後発生が予想される大規模自然災害による被害の未然防止，拡大防止などを事業者に要請していきます。
- 駅前ターミナルの交通結節機能を高めるなど，誰もが利用しやすく，移動の自由度が高い快適な交通ネットワークの構築に向けて，駅前広場の整備を推進します。

施策内容

（１）鉄道輸送の充実

① 東葉高速鉄道（株）の経営安定に向けた支援

- 東葉高速鉄道（株）の経営安定を図るため，国や千葉県，関係自治体と連携して支援します。

② 鉄道の安全運行及び鉄道利用者の安全確保

- 今後発生が予想される大規模自然災害による鉄道施設の被害の未然防止や拡大防止のため，鉄道事業者が行う安全対策事業を促進します。

（２）バス輸送などの維持

① 既存バス路線の維持

- 通勤・通学者の利便性の確保に向けて，運転士不足や利用者の減少といった公共交通事業者の実態を踏まえつつ，地域公共交通の維持・利用促進に向けた取組を推進します。

② コミュニティバスの運行

- 地域住民や関係者の連携のもとで，地域特性に応じたコミュニティバスを運行します。

③ 新たな移動手段の検討

- 市北部における補完的移動手段などの導入を検討します。

（３）駅前広場の整備

① 駅前広場の利便性向上

- 駅前広場が誰もが利用しやすく，快適な交通ネットワークとなるよう環境整備を行うとともに，交通結節点としての利便性の向上を図るための再整備を検討します。

関連する個別計画	八千代市都市マスタープラン 八千代市京成本線沿線まちづくりビジョン 八千代市地域公共交通計画

第２節　総合交通・道路環境の整備

2　道路環境

将来のまちの姿

体系的な道路ネットワークの形成や適切な道路の維持管理が行われ，誰もが安心して快適に利用できる道路環境が整ったまち

現状と課題

- 国・県道は，市民の移動手段と本市の経済活動を支える動脈であり，特に国道２９６号は，慢性的な交通渋滞が発生していることから，国道２９６号バイパスの早期完成が求められています。
- 県道でも，交通需要に対応した歩行者や通行車両の安全に配慮した拡幅，屈曲部の解消，歩道の整備などが必要となっています。
- 都市計画道路には，国・県道など幹線道路の交通量の増加に対応した体系的な道路ネットワークの整備による，交通渋滞の解消が求められています。
- 幹線道路の交通渋滞により市道などの生活道路へ通過車両が進入しており，住宅地内における歩行者や自転車利用者の安全が脅かされています。
- 道路の老朽化が進行しており，改良工事，維持補修工事などの迅速な対応が課題であるほか，車優先の道路から人にやさしい道路や交通政策への転換が必要です。
- 市が管理する橋梁や横断歩道橋は，老朽化に伴って維持補修費用の増大が見込まれるほか，千葉県北西部直下地震などの巨大地震の発生により崩落の危険性も懸念されます。

基本方針

- 交通安全に配慮しつつ，交通量に対応した国・県道の早期整備を関係機関に要請し，市民の利便性と生活環境の向上を図ります。
- 都市計画道路は，交通量の変化に対応した体系的な道路ネットワークを形成するとともに，計画的・効率的かつ事業の透明性を確保しながら整備を推進します。
- 市道は，市民の生活道路として，歩道や車道を適切な状態に保つよう維持補修に努め，市民生活に密着した，人にやさしく安心・安全に利用できる道路づくりを推進します。
- 橋梁・横断歩道橋は，八千代市橋梁長寿命化修繕計画に基づいて修繕コストを縮減し，効率的な維持管理及び更新並びに耐震化を推進します。

施策内容

（１）道路ネットワークの整備

① 国・県道の整備促進

- 国道２９６号バイパスの早期完成及び国・県道の二次的改良を関係機関に要請します。

② 幹線道路の整備

- 都市計画道路を計画的に整備することにより，交通量に対応した体系的な道路ネットワークを形成し，交通渋滞の解消を図ります。

③ 自転車・歩行者道路の整備

- 歩行者や自転車の利用者の安全確保を図るため，自転車･歩行者道路の整備を進めます。

（２）安心・安全な市道の維持管理及び整備

① 市道の維持管理

- 統合型ＧＩＳシステム*による道路台帳の管理及び閲覧を順次開始するとともに，市道を安全に利用できるよう，適切な維持管理を継続します。
- 道路植栽などの手入れを適宜行い，良好な道路環境を維持します。

② 市道の整備

- 生活道路としての役割や街並みの形成，災害時の公共空間としての機能に配慮しつつ，安全かつ円滑な交通の確保と歩行者が安全で快適に移動できる道路を整備します。
- バリアフリーを考慮した道路改良の整備を進めます。

③ 橋梁・横断歩道橋の維持管理

- 橋梁・横断歩道橋の長寿命化及び耐震化にあたり，維持管理コストの縮減と平準化を図りつつ，効率的な維持補修などを実施します。

関連する個別計画	八千代市橋梁長寿命化修繕計画 八千代市道路舗装維持管理計画 八千代市街路樹管理計画

＊ 統合型ＧＩＳシステム：地方自治体が使用する地図データのうち，複数の原課（都市計画や道路，下水道，農地，固定資産など）が利用するデータ（道路や街区，建物，河川など）を共用できる形に統合して維持管理するシステム。

第３節　環境との共生・保全

1　生活環境

将来のまちの姿

環境に配慮した生活や事業活動を実施することで快適で衛生的な生活環境が確保されているまち

現状と課題

- 環境関連法規の整備や環境対策に関する技術の進歩，市民の環境意識の高まりにより，大気・水質などの環境の改善はみられるものの，近年では，ライフスタイルの多様化などから音や臭気などの身近な環境問題が発生しています。
- 環境問題のなかには，事業活動によるものだけでなく，ごみのポイ捨てや自動車による排出ガス，生活騒音など市民の日々の暮らしに伴うものもあります。
- 私たちの生活環境を守るため，各種計画，法令などに基づく調査，指導及び対策を講ずるとともに，生活マナーやペットの飼育マナーなど，市民や事業者の更なる意識の向上が求められます。
- 衛生的な生活環境を確保するため，墓地や本市を含む四市複合事務組合*が運営する斎場を適正に管理運営する必要があります。

基本方針

- 千葉県などと連携し，水質や大気など各種環境状況を把握し，生活環境の保全に必要な指導や対策を実施するとともに，市民や事業者の環境意識の高揚を図ります。
- 不法投棄のパトロールや監視カメラの設置などの監視の強化により，環境悪化原因の早期発見，速やかな対応及び未然防止を図ります。
- 衛生的な生活環境を確保するため，墓地や斎場の適正な管理運営を図るほか，地域猫活動*を支援します。

---

* 四市複合事務組合：船橋市，習志野市，鎌ケ谷市及び八千代市で構成し，行政サービスの一部を共同で行う組合のこと。
* 地域猫活動：地域住民が主体となり，活動地域の理解と協力を得て，飼い主のいない猫を一代限りの生を全うするまで適切に管理していく活動。活動内容としては，給餌場や排せつ場の管理，不妊去勢手術の徹底，周辺美化などが挙げられる。

施策内容

（１）環境保全対策の推進

① 環境状況調査などの実施

- 大気環境，水質環境，騒音・振動などの状況を調査・監視し，生活環境の保全のための対策を推進します。

② 環境負荷の低減対策

- 環境状況調査の結果をもとに，生活環境を保全するための発生源への指導などを行い，公害の未然防止を図ります。

③ 身近な環境問題の防止

- 法令による対応では解決が困難な音や臭気などの身近な環境問題を減少させる取組を推進します。

（２）廃棄物などの適正管理

① 残土などの適正管理

- 残土の搬入や埋立てなどにおいて，不適正な処理による土壌の汚染や災害の発生を未然に防止し，市民生活の安全と生活環境の保全を図ります。

② 不法投棄の防止

- 土地所有者へ所有地の適正管理を指導するほか，不法投棄連絡員制度などを活用して不法投棄の監視体制を強化します。

③ 美化活動の推進

- まちの美化活動を推進するため，ごみゼロ運動を実施するほか，市民による公共用地の清掃活動を支援します。

（３）環境衛生の確保

① 墓地・斎場の整備運営

- 墓地の利用を促進するとともに，四市複合事務組合を通して斎場の適正な管理運営を図ります。

② 地域猫活動の支援

- 地域猫活動の助言や不妊去勢などの手術費用の一部助成などを行います。

関連する個別計画	八千代市第３次環境保全計画（改訂版）

第３節　環境との共生・保全

2　自然環境

将来のまちの姿

市民が環境負荷の少ない生活を心がけ，豊かな自然環境が保全されているまち

現状と課題

- 地球温暖化は，気温の上昇に伴う異常気象，海面水位の上昇，生態系への影響など市民の日常生活にも密接に関わっており，人類の生存基盤にまで影響を及ぼします。
- 地球温暖化を防止するためには，二酸化炭素（ＣＯ２）排出量の削減が必要であり，市民や事業者，行政が一体となって，再生可能エネルギー・省エネルギーの取組，啓発活動などを実施することが不可欠です。
- 本市は，令和３２（２０５０）年に二酸化炭素（ＣＯ２）排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を宣言し，その達成への道のりを示した八千代市地域脱炭素ロードマップを策定し，温室効果ガスの排出を抑制するためのエネルギー消費量の削減に取り組んでいます。
- 本市では，都市開発の進展，外来生物の侵入などにより，地域固有の生物種が消失しつつあり，豊かな自然環境を活用しながら，自然とふれあう活動を通じて，日常生活のなかで環境保全や自然共生社会を意識した行動ができる市民を増やしていく必要があります。

基本方針

- 地球温暖化の防止に向け，温室効果ガスを削減するため，市民・事業者の行動変容を促し，脱炭素型ライフスタイルの普及を図るとともに，再生可能エネルギーなど現状導入可能な環境性能の高い技術・機器などについて普及を図ります。また，脱炭素に係る革新的技術の早期実装に向けた情報収集に努めます。
- 生物多様性の保全のため，自然環境の保全・再生に関する取組を支援し，自然環境に関する学習会を実施します。

施策内容

（１）温室効果ガスの削減

① ライフスタイル・社会システムの変革

- 脱炭素型のライフスタイルの普及を図るため，市民や事業者の行動変容を促すとともに，市との連携を通じて，温室効果ガス排出削減に向けた活動を推進します。

② 地域全体への既存技術の普及

- 再生可能エネルギーや住宅用省エネルギー設備など環境性能の高い技術・機器などについて，地域全体への早急な普及を図ります。

③ 革新的技術の早期実装

- 水素エネルギーやカーボンリサイクルなど革新的技術の導入に向けて，情報収集・発信に努めます。

（２）生物多様性の保全

① 自然環境の保全・再生

- 市内の谷津や里山など自然環境の保全・再生に関する取組を支援し，豊かな自然を次世代へ引き継ぎます。

② 自然保護意識の普及・促進

- 自然環境学習など身近な自然とふれあう活動を通じ，市民の生物多様性や自然保護などに関する意識の高揚を図ります。
- 市内における希少な生物の生育場所である「ほたるの里」などを環境学習の場として活用します。

関連する個別計画	八千代市地域脱炭素ロードマップ～２０５０年脱炭素社会を目指して～ 八千代市第３次環境保全計画（改訂版）

第４節　循環型社会

1　廃棄物処理・リサイクル

将来のまちの姿

ごみが適正に処理され，ごみの発生抑制やリサイクルが進む循環型社会が形成されているまち

現状と課題

- 循環型社会の形成にあたっては，ごみの減量化やリサイクル，環境負荷が低減される処理方法の確立などが重要です。
- 家庭系ごみ及び事業系ごみから算出される１人１日当たりのごみの排出量は，減少傾向にあるものの，八千代市一般廃棄物処理基本計画の目標値を達成するためには，更なるごみの減量化が必要であることから，引き続き，市民や事業者への周知及び啓発が必要です。
- 清掃センターが，安全かつ安定的にごみ処理を行うには，定期的な点検・整備に加え，約１５年周期での基幹的設備などの改良工事が必要なことから，八千代市一般廃棄物処理施設整備に関する方針に基づき，計画的に施設整備を進めています。
- 本市のし尿の収集件数は，公共下水道の普及に伴って年々減少する傾向にありますが，大規模な工事に伴う仮設トイレなどがある場合，し尿の搬入量が一時的に増えるケースもあります。また，浄化槽汚泥の搬入量は，市街化調整区域の開発により増加傾向となっています。
- し尿及び浄化槽汚泥の処理を行う衛生センターは，施設の稼働から４０年以上経過し，抜本的な整備が必要です。

基本方針

- 環境への負荷が可能な限り低減される循環型社会の形成に向けて，市民や事業者の協力のもと，ごみの発生抑制や減量化，リサイクルを推進し，ごみ収集体制のより一層の効率化や分別収集の徹底を図るとともに，八千代市一般廃棄物処理基本計画に基づき，ごみを安全かつ安定的に処理します。
- 廃棄物の処理施設の管理運営にあたっては，長期的な視点で検討する必要があることから，策定した整備方針に基づき，計画的に補修や基幹的設備改良工事，施設の更新を行うとともに，人口やごみ処理量の推移などを注視し，将来における適正な運営管理を目指します。

施策内容

（１）ごみ減量・リサイクルの推進

① ごみ減量化の推進

- 市民や事業者に対する食品ロス削減の普及・啓発などを行います。
- 市民の生ごみの減量化に向けて，生ごみたい肥化容器などの利用を促進します。

② リサイクルの推進

- 八千代市分別収集計画を見直し，分別区分や収集の効率化を図るとともに，市民や事業者のごみの適正処理や分別の徹底を促進します。
- プラスチック製容器包装及びプラスチック使用製品の分別収集・再商品化に向けた検討を行います。

③ 処理手数料の適正化

- 一般廃棄物処理手数料は，ごみ処理費用の推移や近隣自治体の状況などを踏まえ，受益者負担の適正化の観点から定期的な見直しを検討します。

④ 情報提供及び啓発活動の推進

- ４Ｒ*の推進に向けた手法の情報提供を行うなど，循環型社会の形成に向けた啓発活動を推進します。

（２）環境負荷の少ない適正なごみ処理の推進

① ごみ処理施設などの整備及び適正な運営・維持管理

- ごみ処理施設などの計画的な整備を推進します。
- ごみ処理施設などを適正に運営・維持管理し，ごみの資源化処理，焼却残さの再資源化及び適正な最終処分を図ります。

② 一般廃棄物処理基本計画などに基づく事業の推進

- 八千代市一般廃棄物処理基本計画に基づき，市民や事業者の協力のもと，環境負荷の少ない適正なごみ処理を推進します。

（３）し尿及び浄化槽汚泥の適正処理体制の整備

① 衛生センターの適正な運営及び維持管理

- し尿などを希釈して下水道に投入する新施設の整備に向けて事業を進めるとともに，既存施設の適正な管理運営を行うにあたり，定期的な点検・整備を実施します。

関連する個別計画	八千代市一般廃棄物処理基本計画 八千代市分別収集計画（第１０期） 八千代市災害廃棄物処理計画

＊ ４Ｒ：ごみの減量化や資源化のために推進されている 3R（Reduce（減らす），Reuse（再使用），Recycle（再生利用））に Refuse（断る）を加えた取組。

第５章　産業が元気なまちづくり

第１節　農業
第２節　商工業
第３節　労働環境

第１節　農業

1　農業振興

将来のまちの姿

都市生活と農業が共存し，新鮮な食材が身近で手に入る豊かな暮らしや農作物の実りの風景が守られているまち

現状と課題

- 本市の農業は，主にニンジンやネギ，ナシ，生乳といった農畜産物を産出しており，大消費地に近い特性を生かして，新鮮かつ安全な農畜産物を供給しています。
- 本市の農業をとりまく環境は，就農者の高齢化や担い手の不足，遊休農地の増加，近年の台風をはじめとした自然災害の被害，資材費の高騰など厳しい状況にあります。
- 本市の農業を維持していくためには，ドローン*などの情報通信技術を活用したスマート農業の導入，６次産業*の推進，法人の農業参入の促進などが必要です。
- 都市農業が有する防災・減災，景観形成，環境保全，農業体験や学習の場などの多面的機能が今後も十分に発揮されるよう，都市と調和した農業振興が求められています。
- 本市においても，人口減少や少子高齢化，財政面の制約など社会情勢の変化に対応し，農業者，市民，農業協同組合などの関係団体がそれぞれの役割を担い，お互いが連携して，地域特性を生かした農業振興を進めていく必要があります。

基本方針

- 生産や出荷の効率化，販路拡大，消費地に近い都市農業の利点を生かした展開などを支援し，農業所得の向上を図ります。
- 意欲的な農業者への支援を集中して行うため，経営の拡大や効率化に積極的に取り組む経営体を明確にするとともに，新規就農者の確保や定着化を推進します。

＊ ドローン：無人航空機。人が乗ることのできない航空機のうち，遠隔操作又は自動操縦により飛行することができる重量１００ｇ以上のもの。
＊ ６次産業：１次産業としての農林漁業と，２次産業としての製造業，３次産業としての小売業などの事業との総合的かつ一体的な推進を図り，地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組。

施策内容

（１）農業所得の向上

① 道の駅やちよのリニューアル

- 道の駅やちよ（八千代ふるさとステーション）のリニューアル整備を行い，「都心にいちばん近い体験型道の駅」として，更なるにぎわいを創出し，農産物等の販売促進及び認知度を向上させることにより，就農者の所得向上や交流人口の増加に向けた取組を推進します。

② 地産地消*の拡大

- 学校給食に本市の農作物の使用を促進するとともに，「道の駅やちよ」や地元の商業施設への販路拡大を促進し，就農者の所得向上を図ります。

③ 特産品の生産や販売の強化

- 本市の特産品であるニンジン，ネギ，ナシ，生乳の生産や販売の強化を図ります。

④ 付加価値の高い農業経営の支援

- 就農者の生産コストの削減と収益拡大に向けた取組を支援します。

⑤ 農業災害や被害への対応

- 本市の農業環境の維持を目的とした防災や減災への対応力の強化や，病害虫・有害鳥獣の対策を図ります。

（２）農業を担う多様な人材の確保や育成

① 新規就農者の確保や育成

- 新規就農者を確保・育成するために，本市の営農環境に適した新規就農を推進するとともに，新規就農者の定着を支援します。

② 既存の農業者の育成

- 地域計画*における農業を支える経営体に支援を行います。

③ 農業の応援者の確保や育成

- 本市の農業を応援する人材を確保・育成するため，市民の本市の農業への理解や参画を促進します。

関連する個別計画	八千代市第２次農業振興計画

＊ 地産地消：地元で生産されたものを，地元で消費すること。
＊ 地域計画：農業経営基盤強化促進法第１９条第１項に基づき，地域の農業者や関係機関との協議の場を経て市町村が策定する地域農業の将来像を示す計画。

第１節　農業

2　農地保全

将来のまちの姿

生産基盤の整備や農業経営体の育成が進み，多様な消費者ニーズに応えられる都市型農業が確立したまち

現状と課題

- 国は，食料・農業・農村基本計画などの方針に基づき，農業の持続的な発展のための生産性の向上を目指しており，各都道府県に組織された農地中間管理機構による農地集積や集約，基盤整備などの取組が推進されています。
- 本市の地域別農業の特性をみると，北部地域は農業振興地域に指定されるなど豊かな農地が広がっていますが，南部地域は生産緑地に指定されている地域もあり，住宅地と共存した営農が展開されています。
- 本市の農地の令和５（２０２３）年度末の地目別面積をみると，田と畑の合計が１，２４７ｈａ（令和元（２０１９）年度比▲１８ｈａ）と減少傾向にある一方，遊休農地の面積は増加傾向にあります。
- 市内の農地が減少傾向にあるなか，露地野菜，水田，酪農などの生産基盤を守り，本市の農業が食育や災害時の避難場所，水源涵養（かんよう）*などの多面的機能を発揮するためには，遊休農地の増加抑制や有効利用などに取り組み，適切な量の農地を維持することが必要です。
- 本市の水田の多くは０．５ｈａ以上の区画であり，基盤整備が進んでいますが，未整備の水田も点在しています。一方，畑は，機械作業に適した整形の畑が少なく，規模拡大に必要な農地を確保しにくい状況となっています。
- 未整備の水田は，農業経営に必要な優良農地を確保するために国や県の事業を活用して整備を進める必要があります。また，畑や樹園地は，担い手の条件に合う農地を確保するために，農業機械の導入支援や土地保有者との長期営農を前提とした条件の調整などの対応が求められています。

＊ 涵養：地表の水が地下に浸透し，地下水となること。

基本方針

◆ 未整備の農地を耕作しやすい農地に整備するとともに，農業経営の規模拡大を志向する農業者への農地の集積や新規就農者の農地の確保を推進します。

施策内容

（１）農地の整備と担い手への集積

① 農地の整備と保全

- 基盤整備が実施されていない水田の整備や畑の区画拡大を促進するとともに，農地の適切な保全に取り組みます。

② 担い手の農地などの確保

- 担い手の経営規模の拡大を支援するために，経営拡大を志向する担い手の希望条件に合った農地を確保できるよう，農地のマッチングを推進します。

関連する個別計画	八千代市第２次農業振興計画

図表 21　市内の実農家数と経営耕地面積

（資料）農林業センサス

第２節　商工業

1　商業振興

将来のまちの姿

多様化する消費者ニーズに対応した魅力ある個店や商店街が増え，市民の身近な買い物の場や交流の場としてにぎわいのあるまち

現状と課題

- 本市の商業は，経営者の高齢化や後継者不足のほか，少子高齢化の進行に伴う労働力不足やコロナ禍による消費行動の変化もあって，厳しい経営環境となっています。
- 消費者の生活や消費スタイルが多様化するなかで，市内の商業環境を維持するためには，キャッシュレス決済の導入やインターネットを活用した商品情報の提供といったＤＸの推進や後継者の育成などが不可欠となっています。
- 市内に１０か所ある商店街には，市民の身近な買い物の場や交流の場など地域におけるコミュニティ機能の発揮が期待されており，消費者ニーズを的確に捉えて個店の魅力を高めつつ，大規模小売店舗とともに地域に密着した商店街への変革が求められています。
- 八千代市創業支援等事業計画に基づいて，相談窓口の設置や創業セミナーの開催など創業支援体制を強化しており，令和４（２０２２）年度から令和５（２０２３）年度には市内で６１人が創業するなど一定の成果もみられます。

基本方針

- 国，県，商工会議所などの関係機関との連携を強化するなか，市内の事業者や商店街が自主的に実施する商業の活性化に向けた取組を支援します。
- 商店街が身近な買い物の場や交流の場など地域のコミュニティ機能の核として役割を担えるよう，消費者ニーズへの対応力強化など時代の潮流を踏まえた商業の振興を図ります。

施策内容

（１）商業の振興

①　新たな事業展開や経営力強化に向けた支援

- 商工会議所との連携による産学官協同の商業に関する調査や研究を通じて，成長が見込まれる新分野への進出や新たなサービスなどの開発を支援します。
- 農・商・工・観光の連携による本市固有の地域資源を活用した魅力ある特産品の開発，商品化，広報活動などを支援します。
- 商工会議所と連携して研修会や講演会を開催するなど，経営情報の提供や事業者からの経営相談への助言，事業承継などを支援するほか，八千代市創業支援等事業計画に基づいて新規創業を促進します。
- 金融機関及び千葉県信用保証協会との連携により，中小企業の円滑な資金調達を支援します。

②　にぎわいのある商店街の形成

- 地域の商業環境の充実や商店街の活性化に向けて，地域ににぎわいを創出するためのイベントなどの取組を支援します。
- 商工会議所と連携して，中小小売店舗と大規模小売店舗との共存共栄に向けた取組を推進します。
- ＵＲ都市機構や商業団体などと協議のうえ，空き店舗の減少に向けた取組を推進します。

③　商店街の環境整備の促進

- 魅力的な商店街を形成するため，景観の統一性，利便性，安全性などの向上に向けた共同施設や設備の適正な維持管理を支援します。

関連する個別計画	八千代市創業支援等事業計画

第２節　商工業

2　工業振興

将来のまちの姿

将来の需要を予測した新たな技術や製品を開発するものづくりとともに，住環境と操業環境の調和が確保されたまち

現状と課題

- 市内の工業団地の開発動向をみると，昭和３９（１９６４）年に八千代工業団地，昭和４７（１９７２）年に上高野工業団地，昭和５１（１９７６）年には吉橋工業団地が造成・分譲されており，この３つの工業団地が本市の工業の中心となっています。
- 市内の工業を取り巻く社会情勢は，経済のグローバル化による競争激化，国内の人口減少に伴う内需縮小及び雇用不足の拡大，脱炭素の機運の高まり，情報通信技術の急速な進展など，変化の時代を迎えています。
- 本市の工業が持続的に発展していくためには，ＡＩ*やＩｏＴ*などの次世代技術の活用によるＤＸの推進，脱炭素社会に不可欠な二酸化炭素（ＣＯ２）の排出削減に寄与する技術革新の創出，円安などに伴う原材料価格の高騰に耐えうる収益構造の見直しなどにより，付加価値生産性を高めつつ，経営基盤を強化することが必要です。
- 本市は，東京のベッドタウンとして住宅地の開発が進んだこともあり，工業団地と住宅地が混在している地域がみられ，工場が安定的に操業できる工業用地の確保が求められています。

基本方針

- 商工会議所など関連機関との連携や産学官連携などによる産業基盤の強化及び技術開発力の向上を促進します。
- 市民の理解と協力を得ながら，事業者が本市で継続して操業できるような操業環境の改善に向けた取組を支援します。

---

* ＡＩ：人工知能（Artificial Intelligence）の略。言語の理解や推論，問題解決などの知的行動を人間に代わってコンピュータに行わせる技術のこと。
* ＩｏＴ：Internet of Things の略。家電製品・車・建物など，さまざまな「モノ」をインターネットと繋ぐ技術のこと。

施策内容

（１）工業の振興

① 既存工業の活性化の促進

- 県や商工会議所などの関係機関及び市内の工業者団体との連携により，既存企業の活性化を推進します。

② 新たな事業展開や経営力強化に向けた支援

- 商工会議所との連携による産学官協同の工業に関する調査や研究を通じて，成長が見込まれる新分野への進出や新たな技術開発などを支援します。
- 商工会議所と連携して研修会や講演会を開催するなど，経営情報の提供や事業者からの経営相談への助言，事業承継などを支援するほか，八千代市創業支援等事業計画に基づいて新規創業を促進します。
- 金融機関及び千葉県信用保証協会との連携により，中小企業の円滑な資金調達を支援します。

③ 異業種交流の促進

- 新たなビジネス機会の拡大やイノベーション*の創出のために，商工会議所との連携のもと異業種交流を促進します。

④ 良好な操業環境の確保

- 市内で操業している企業の転出を防ぐとともに，工場と住宅の共生に向けて企業と市民の相互理解を深め，工場の操業環境の確保を促進します。

関連する個別計画	八千代市創業支援等事業計画

* イノベーション：革新的なモノ・コト・仕組みなどによって，これまでの常識が一変するような新たな価値を創造すること。

第３節　労働環境

1　就業・雇用

将来のまちの姿

事業者が必要な人材を雇用できるとともに，働きたい人の就業機会が確保されたまち

現状と課題

- 本市の就業・雇用環境をみると，少子高齢化の進行を背景に生産年齢人口が減少傾向にあるなか，企業の労働力の確保が年々難しくなっています。
- このような厳しい雇用情勢のなか，国は，女性活躍推進法やニッポン一億総活躍プラン，働き方改革関連法に基づき，労働力の確保に向けた各種取組を推進しています。
- コロナ禍後の，価値観の多様化やデジタル技術の進展により，就業場所を限定しない働き方であるテレワークを導入する企業が増加するなど，就業形態が多様化しています。こうした急激な社会情勢の変化に対応できるように，就業希望者や事業者の雇用ニーズを踏まえた就業や雇用への支援が求められています。
- 本市は，船橋公共職業安定所（ハローワーク船橋）と連携し，庁内にハローワーク船橋の出先機関として「地域職業相談室」を設置するなど，就職支援に取り組んでいます。
- 企業の労働力不足の解決のためには，女性や高齢者，外国人の積極的な雇用や家庭と仕事の調和（ワーク・ライフ・バランス*）の推進など，就業環境の整備が不可欠であり，就業環境の向上に向けて，国，県，市，事業者などが連携して取り組むことが求められています。
- 令和２年の国勢調査では，昼夜間人口比率が８５．６％と近隣自治体に比べて低い状況であり，就労のための市外への流出が大きくなっています。そのため，雇用の場を確保し，市内への人口流入を図れるよう，企業誘致等について研究する必要があります。

基本方針

- 少子高齢社会のなかで地域経済の活力を維持していくため，国，県，商工会議所などの関係機関と連携しながら，地域職業相談室における就業希望者向けの相談体制の充実や企業とのマッチング機会の創出などにより，就労や雇用を支援します。

施策内容

＊ ワーク・ライフ・バランス：「仕事と生活の調和」の意味。一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き，仕事上の責任を果たすとともに，家庭や地域生活などにおいても，子育て期や中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方を選択・実現できること。

（１）就業の実現と安定

①　失業者の就業支援

- 船橋公共職業安定所（ハローワーク船橋）と連携し，ハローワークの出先機関である「地域職業相談室」における相談体制の充実を図り，失業者の就業を支援します。
- 商工会議所などの関係機関と連携した就労セミナーの開催や，就労希望者と企業とのマッチングを促進します。

②　若年者の就業支援

- 国や県の連携のもとで関係部局が協力し，若年無業者*及び新規学卒者の就業を支援します。

③　高齢者等の就業支援

- 雇用促進奨励金制度などを活用し，高齢者，心身障害者などの就業機会の拡大を図ります。
- 国や県の連携のもとで関係部局が協力し，高齢者や女性の再就職支援及び障害者の就業を促進します。

④　産業誘導の促進

- 地元で就職を希望する若者や仕事と家事・子育てを両立したい就職希望者の就業の場を確保するため，企業ニーズの把握に努めるとともに，成長産業分野の産業誘導を促進します。

＊ 若年無業者：１５～３９歳の非労働力人口（就業者，完全失業者以外の人）のうち，家事も通学もしていない人。

第６章　計画の推進のために

第１節　市民にわかりやすいまちづくりの推進
第２節　地域の視点に立ったまちづくりの推進
第３節　多様性のあるまちづくりの推進と魅力発信
第４節　持続可能な行政経営の確立

第１節　市民にわかりやすいまちづくりの推進

将来のまちの姿

適切な情報管理のもと，市民が知りたい情報が入手でき，伝えるべき市政情報が様々な情報媒体を通じて早く正確でわかりやすく伝えられているまち

市政に参加しやすい行政運営が行われ，市民から寄せられた意見や提案が市政に取り入れられているまち

現状と課題

- 令和５（２０２３）年に実施した市民意識調査では，「市政に対する意見や要望を伝える機会と手段が整えられていると感じている」市民の割合が前回調査（令和２（２０２０）年度）よりも減少しています。また，ワークショップ*では，「市政の活動があまり伝わってこない」など市の情報発信に関する意見もあげられました。
- 市民が主体となった自立したまちづくりを進めていくためには，市民と行政の連携体制の構築や行政による市民の知る権利に対する説明責任の遂行，市政の方向性や課題を市民と行政が共有することが不可欠です。
- 今後のまちづくりは，市政に関する積極的な情報提供と適切な情報公開制度の運用，政策形成過程への市民の参画機会の充実が求められています。

基本方針

- 市民がまちづくりに主体的に参加できるよう，市政の現状や課題，今後の方向性などを多様なメディアを活用して発信し，市民との情報共有を図るとともに，さまざまな広聴活動を通じて市民ニーズを的確に把握し，市政に反映させるなど，市民参画及び市民との対話を重視した市政を推進します。

1　透明性の高い市政の推進

施策内容

（１）情報公開の推進

- 市民の知る権利の保障と行政の市民に対する説明責任を果たすため，情報公開制度の適正な運用とオープンデータによる情報提供など，情報公開の推進を図ります。

＊ ワークショップ：単一の会議室内で少人数グループに分かれて，ファシリテーターによる進行のもと，各参加者が対等な立場で自由に発言し合う形式のグループ討議。

（２）個人情報の適切な管理

- 個人情報の保護に関する法律や八千代市個人情報保護法施行条例などに基づき，市が保有する個人情報を適切に管理し，個人の権利と利益を保護するとともに，情報セキュリティ*対策を徹底します。

（３）監査機能等の充実

- 本市の事務の管理及び執行などについて，有効性や効率性，合規性などの観点から，監査等の機能の充実を図ります。

（４）広報活動の充実

- 「広報やちよ」をはじめとする各種刊行物，市ホームページ，ＳＮＳ，報道機関など多様な媒体を活用して，市政情報を積極的かつ適切なタイミングで幅広く発信します。

（５）適正な事務執行の推進

- 事務処理上起こり得る不適切な事務執行の事例について調査研究を行い，適正な事務執行を推進します。

2　市民参画体制の充実

施策内容

（１）参画機会の充実

- 本市の政策の形成過程に参画する市民を幅広く募るために，ワークショップやパブリックコメント*などの活用を図ります。
- 各種審議会などの委員の選任にあたっては，多くの市民の意見が政策形成に反映されるよう，公募によるほか，公募委員候補者名簿を活用し，市民委員の登用を図ります。

（２）市民ニーズの的確な把握と市政への反映

- 「やっちご意見箱*」などの制度を活用し，市政に対する意見や提案に関する広聴活動を推進するとともに，市長対話や市政懇談会への参加などによる対話型の市政を推進します。また，行政サービスに対する市民の満足度の把握に努めます。

---

* 情報セキュリティ：情報の機密性，完全性，可用性を確保すること。機密性とは，ある情報へのアクセスを認められた人だけが，その情報にアクセスできる状態を確保すること。完全性とは，情報が破壊，改ざん又は消去されていない状態を確保すること。可用性とは，情報へのアクセスを認められた人が，必要時に中断することなく，情報にアクセスできる状態を確保すること。
* パブリックコメント：公的な機関が条例や計画などを制定しようとするときに，広く公に意見，情報，改善案などを求める手続。
* やっちご意見箱：市政に対する具体的で建設的な意見・提案を受け付け，市政運営の参考にする制度。

第２節　地域の視点に立ったまちづくりの推進

将来のまちの姿

地域の市民や団体，事業者などが連携して地域課題の解決に向けて取り組んでいるまち
市民が主体的にコミュニティ活動に参加し，地域の人と人がつながり，いきいきと暮らしているまち

現状と課題

- 令和５（２０２３）年４月１日時点の自治会に加入している世帯の割合は，５０．７％（令和２（２０２０）年度比３．８ポイント減少）となっており，自治会加入率は年々減少しています。
- 価値観の多様化などにより住民同士のつながりが希薄化するなど，地域コミュニティの機能低下が懸念されています。
- 地域の活力を維持・向上させていくためには，市民活動の更なる推進を図り，市民や団体，事業者，行政が連携し，様々な地域課題の解決に取り組んでいく必要があります。

基本方針

- 市民や団体，事業者などが地域課題の解決に主体的に取り組めるよう，自治会や市民活動団体などとの連携や市民が交流できる場の整備支援などにより，地域コミュニティの活性化を促進します。

1　コミュニティ活動の推進

施策内容

（1）自治会などの活動への支援

- 自治会運営の更なる活性化に向けた啓発などの各種活動を支援するとともに，自治会への加入促進や組織運営に関する情報提供などを行います。

（2）コミュニティ施設等の整備の補助

- 地域住民が主体的にコミュニティ活動に参加できるよう，活動拠点となるコミュニティ施設などの整備を支援します。

（3）市民が主体となったまちづくりの推進

- 地域課題の解決に向けて地域住民自らが考えて取り組んでいけるよう，市民活動への関心や参加意識の向上を図ります。

（4）市民と行政とのパートナーシップの推進

- 活力ある地域コミュニティを実現するため，自治会，ＮＰＯ法人，ボランティア団体などとの連携を図ります。

（5）コミュニティ組織の活性化

- ボランティア・市民活動推進センターとの連携を図るとともに，ＮＰＯ法人など公益的な事業を行う市民活動団体を支援します。

第３節　多様性のあるまちづくりの推進と魅力発信

将来のまちの姿

市民が互いを認め合い，人権が尊重され，誰もが性別や国籍などにとらわれず多様な生き方や働き方を選択でき，個性と能力が発揮できるまち

市民が地域に対する誇りや愛着を持つとともに，本市の認知度やイメージが向上した，住みやすく魅力的なまち

現状と課題

- 本市では，性別や国籍などを問わずお互いの人権を尊重し，多様性を認め合える人の育成と，ともに支え合いながら個性と能力が十分に発揮でき，誰もが活躍できる社会の実現を目指してきました。
- 令和５（２０２３）年に実施した市民意識調査によると，国際交流や協力に関する活動を行ってみたいと感じている市民の割合は，２７．８％となっており，前回調査（令和２（２０２０）年度）よりやや減少しました。また，性別にとらわれず多様な生き方や働き方を選択できている市民の割合（１８．２％）も前回調査より減少しました。
- コロナ禍後の市民の価値観の変化や地域コミュニティの希薄化などのなか，多様な価値観が尊重され，誰もが暮らしやすく，誇りや愛着が持てる魅力的なまちづくりが必要となっています。
- 本市の恵まれた自然や歴史，特産品，イベントのほか，市のシンボルであるツツジやバラ，新川千本桜といった地域の観光資源の魅力を様々な機会を通じて市内外へ発信するなどのシティセールスを展開し，本市の認知度やイメージの向上による観光客の誘致を図るとともに，市民の本市に対する誇りや愛着の醸成を図るなど人口減少の抑制に向けた施策を推進し，魅力あるまちづくりを進める必要があります。

基本方針

- 市民一人ひとりの人権が尊重され，性別，国籍，価値観などにかかわらず，誰もが活躍できるまちづくりを推進します。
- 外国人も同じ地域の住民として互いに認め合い，共に地域づくりを行う社会を目指します。
- 日本の平和と世界の恒久平和の達成に取り組むとともに，国内外の都市との交流を推進します。
- 市の魅力発信などのシティセールスを積極的に展開し，観光客の更なる誘致を図るとともに，市民の市への誇りや愛着の醸成を促進します。

1　人権の尊重と男女共同参画の推進

施策内容

（１）人権尊重の推進

- 市民が個人の人権を尊重されるよう，人権侵害や人権問題についての情報提供や相談体制の充実を図ります。

（２）誰もが活躍できる環境づくり

- 市民の多様性が尊重され，誰もが様々な場面で活躍できる環境づくりを推進します。

（３）一人ひとりが尊重される意識の醸成

- ＤＶ防止や多様な性に関する情報を発信し，個人を尊重する意識の醸成を図ります。

（４）ジェンダー平等に関する啓発と教育の推進

- 男女共同参画に関する現状を踏まえながら，ジェンダー平等意識の啓発や若年層への教育の充実を図ります。

関連する個別計画	第３次やちよ男女共同参画プラン

2　多文化共生社会*の推進

施策内容

（１）外国人住民も暮らしやすい生活環境の整備や利便性の向上

- 学校や市民団体などと連携し，日本語の習得機会の充実など，外国人住民のコミュニケーション支援を行います。
- 日常生活のなかで必要な情報を多言語で提供するとともに，外国人向けの相談窓口を設置するなど，外国人住民の生活支援を行います。

（２）地域社会における共生意識の促進

- 地域住民と外国人住民が交流する機会を提供する市民団体などを支援し，多文化共生の意識啓発と外国人住民の社会参画を促進します。

3　平和と交流によるまちづくりの推進

施策内容

（１）市民が願う非核平和によるまちづくりの推進

- 本市は，平和都市を宣言した自治体として，平和の大切さを訴える事業を行うとともに，核兵器廃絶や恒久平和の実現に向けて，市民の平和への意識の高揚を図ります。

（２）国内外との交流によるまちづくりの推進

- こども親善大使による国際交流など，姉妹都市や友好都市との交流活動を推進します。

＊ 多文化共生社会：外国人も同じ地域の住民として互いに認め合い，共に地域づくりをしていこうとする社会。

4　シティプロモーション*・観光の推進

施策内容

（１）魅力創造の推進

- 本市の三大祭（八千代ふるさと親子祭・八千代どーんと祭・源右衛門祭）の開催を支援するとともに，近隣の自治体や観光協会などの関係団体との更なる連携強化により，本市が有する豊かな自然環境や魅力ある施設などを活用した市の魅力創造や観光振興を推進します。
- 新川の水辺に親しむことができる拠点を創出するとともに，事業者や関係団体などと連携し水辺空間の利活用を図ります。
- 自治体や民間事業者などで構成される「千葉うみさとライン協議会」において，東京湾から花見川，新川，印旛沼周辺エリアの広域的なエリアブランディングを推進します。

（２）魅力発信の充実

- バラ，新川千本桜，ツツジなど，本市固有の観光資源やイベントなどの魅力を市内外へ発信し，市の認知度の向上や市民の市への誇りと愛着の醸成を促進し，交流人口や移住・定住人口の増加を図ります。

＊ シティプロモーション：移住・定住人口の増加を図るため，市の認知度やイメージの向上，市に対する誇りや愛着の醸成に資するための活動。

第４節　持続可能な行政経営の確立

将来のまちの姿

健全な財政運営の推進により市の事業が円滑に進行され，市民サービスの充実を図りつつ，持続的な市政経営が効果的かつ効率的に行われているまち

現状と課題

- 少子高齢化の進行や本格的な人口減少社会の到来，頻発化する自然災害やカーボンニュートラル*への対応など，行政経営を取り巻く環境は，多様化かつ複雑化しています。これらの行政課題への対応や公共施設の老朽化対策などに対する財源の確保が困難となることが想定されます。
- 財政の健全化を図りつつ，総合計画に掲げる将来都市像を実現するためには，経営的な視点から施策・事業の選択と集中を戦略的に行うほか，庁内の人的資源の全体最適化で業務の生産性や効率性を向上させるなど，持続可能な行政経営の確立が不可欠です。
- 情報通信技術（ＩＣＴ）を積極的に活用して行政のＤＸを推進するとともに，公共施設などのファシリティマネジメント*を着実に進め，市民サービスの向上や行政が保有する資産の有効活用による資産価値の最大化を図る必要があります。

基本方針

- 持続可能な行政経営の確立に向けて，組織や人員体制の見直し，民間活力の活用などにより効率的な行政運営を確立するとともに，長期的な視点による健全な財政運営を推進します。
- 公共施設等の一体的なマネジメント*により真に必要とされる公共サービスの維持・確保を図るとともに，自治体ＤＸ*の推進により市民サービスの向上や行政事務の効率化を図ります。

---

* カーボンニュートラル：二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から，植林，森林管理などによる「吸収量」を差し引いて，合計を実質的にゼロにすること。
* ファシリティマネジメント：公共施設等の財産を経営資源と捉え，総合的かつ長期的な観点により費用と便益の最適化を図りつつ，戦略的かつ適正に保有・処分・維持・利活用を行う手法。
* 公共施設等の一体的なマネジメント：公共施設等の有効活用や統廃合及び長寿命化，適切な改修や維持管理など，公共施設等の効率的かつ効果的な企画・管理・運営を行うこと。
* 自治体ＤＸ：行政手続のデジタル化や行政内部のデータ連係などを通じて，住民の利便性向上と業務効率化を図るもの。

1　効率的な行政運営の確立

施策内容

（１）文書管理の効率化

- 公文書の作成から保存，廃棄，移管までを電子的に管理する文書管理システムを導入し，公文書をより適正に管理するとともに，業務の効率化やペーパーレス化を図ります。

（２）組織機構などの効率化

- 社会経済情勢の変化に伴う新たな行政課題や市民ニーズに即した施策を遂行できるよう，庁内の組織機構を効率化します。

（３）人事体制の整備

- 複雑多様化する行政課題への対応とともに持続可能な行政運営につながるよう，職員の年齢構成を踏まえながら適正な職員採用を伴った定員管理，行政課題に対応できる人材育成，適材適所の職員配置や労務管理を行います。
- 人手不足が続く社会状況の中で，職員の定着を図るとともに，最大限能力が発揮されるよう，働きやすい職場環境づくりや研修体制の充実を推進します。

（４）効率的かつ効果的な事業の推進

- 事業の必要性及び実施方法の精査と効果検証により，必要に応じて業務プロセスを見直すなど継続的な改善を進め，業務の効率化とともに行政資源を効果的に活用した質の高い事業の推進を図ります。

（５）民間活力の活用

- 民間によるサービスがより効果的あるいは効率的である場合には，費用対効果や公共サービスへの影響を検討のうえ，民間活力を積極的に活用します。

（６）自治体間連携の推進

- 多様化する市民ニーズへの対応や広域的な行政課題の解決に向けて，近隣の自治体と連絡調整を行うなど相互連携により，市民サービスの向上を図ります。

関連する個別計画	八千代市人材育成基本方針 八千代市職員の定員管理に関する方針

2　健全な財政運営の推進

施策内容

（１）財源の確保

- 公平な課税や債権の適正管理により市税などの徴収率の向上を図るとともに，受益者負担の原則に基づいて，使用料・手数料等の定期的な見直しを行うなど，自主財源の安定的な確保を図ります。
- 持続可能な財政基盤の確立に向けて，企業誘致や移住・定住を継続的に推進し，自主財源の拡大を図ります。

（２）効率的な財政運営

- 経費節減や事務の合理化など，効率的な財政運営を推進するとともに，事業の優先度や投資効果などを考慮した効果的な予算配分及び予算の執行管理を図ります。

（３）長期的な視点に立った財政運営

- 市債や債務負担行為の抑制，基金の確保や活用を進め，歳入に見合った適正な歳出構造への転換を図り，市民ニーズの変化にも柔軟に対応できる財政運営を推進します。

関連する個別計画	八千代市行財政改革推進ビジョン 八千代市財政運営の基本的計画

3　公共施設等の一体的なマネジメントの推進

施策内容

（１）公共サービス・施設などにおける規模の適正化の推進

- 人口減少や市民ニーズの多様化などの時代の変化を踏まえ，公共サービスや公共施設などの適正規模化により公共施設などの総量の削減を図り，最適な公共サービスを目指します。

（２）公共施設などの効率的な施設管理の推進

- 公共施設などを適切かつ計画的に維持管理することで，長寿命化を図るとともに，施設管理の重点化及び効率化により管理コストの縮減を図ります。

（３）遊休公共施設などの有効活用の推進

- 遊休公共施設などについて，貸付や売却などにより有効活用を図るとともに，歳入の確保及び維持費用の抑制を図ります。

関連する個別計画	八千代市公共施設等総合管理計画 八千代市公共施設等個別施設計画

4　自治体ＤＸの推進

施策内容

（１）市民生活の利便性の向上

- 各種行政手続について，マイナンバーカードを活用してオンライン化するなど，便利で快適な電子行政サービスの更なる充実を推進します。

（２）行政事務の生産性の向上

- 各種システムの標準化対応やＡＩ・ＲＰＡ*の導入などにより，行政事務の生産性の向上を推進します。

（３）安全なデジタル行政サービスの提供

- セキュリティの強靭化と市民生活における利便性の向上を両立し，持続可能で安全なデジタル行政サービスの提供を図ります。

関連する個別計画	八千代市ＤＸ推進方針

＊ ＲＰＡ：Robotic Process Automation の略。入力，登録，検索，抽出などのパソコン上で行う定型作業について，人の代わりにロボットが与えられたルールに基づき代行するＩＴツール。

第４部　第３期八千代市まち・ひと・しごと創生総合戦略～デジタル田園都市国家構想の実現に向けて～

第１章　趣旨
第２章　目指すべき展望
第３章　横断的な視点と基本目標
第４章　第５次総合計画後期基本計画との関連

第１章　趣旨

本市では，令和３（２０２１）年３月に第２期八千代市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し，少子高齢化や人口減少問題の克服，地域経済の発展，活力ある地域社会の形成など地方創生の取組を進めてきました。

同戦略の計画期間が令和６（２０２４）年度に満了することから，今後は，八千代市人口ビジョン（令和５（２０２３）年改訂版）における人口の現状分析及び将来展望などを踏まえて策定した「第３期八千代市まち・ひと・しごと創生総合戦略～デジタル田園都市国家構想の実現に向けて～」に基づいて，引き続き，地方創生の取組を推進します。

計画期間は，八千代市第５次総合計画後期基本計画と合わせて，令和７（２０２５）年度から令和１０（２０２８）年度までとします。

また，基本目標ごとの重要目標達成指標（ＫＧＩ）*及び重要業績評価指標（ＫＰＩ）*は，後期実施計画に掲載するものとし，具体的な取組についても後期実施計画に事業として位置づけます。

第２章　目指すべき展望

八千代市人口ビジョン（令和５（２０２３）年改訂版）における人口の将来展望を踏まえ，合計特殊出生率*（令和４（２０２２）年：１．３３）を向上させ，若い世代を中心とした転入超過の流れを継続させることで，令和４２（２０６０）年時の本市の人口が，将来人口推計値の約１８万５千人を上回ることを目標とします（図表２２）。

図表 22　将来人口の推移と目指す人口展望

（資料）八千代市人口ビジョン（令和５（２０２３）年改訂版）

---

* 重要目標達成指標（ＫＧＩ）：ＫＧＩは，Key Goal Indicator の略。最終目標を達成するために定量的に設定される指標。
* 重要業績評価指標（ＫＰＩ）：ＫＰＩは，Key Performance Indicator の略。施策ごとの進捗状況を検証するための指標。
* 合計特殊出生率：１５～４９歳までの女性の年齢別出生率を合計し，１人の女性が生涯，何人の子供を生むのかを推計したもの。

第３章　横断的な視点と基本目標

近年の地方創生の動きをみると，国は，令和５（２０２３）年１２月に改訂したデジタル田園都市国家構想総合戦略において，ＤＸの進展による新たなサービスの創出や地域社会の持続可能性の向上，ウェルビーイングの実現などを通じてデジタル化の恩恵を国民や事業者が享受できる社会の実現に取り組んでいます。こうした国の動きに呼応する形で，千葉県では，令和６（２０２４）年３月に「第３期千葉県地方創生総合戦略～デジタル田園都市国家構想の実現に向けて～」を策定し，デジタル技術を活用した「千葉らしいライフスタイルの創造」を目指しています。

本市では，第２期八千代市まち・ひと・しごと創生総合戦略で根付いた地方創生の意識や取組を継続するとともに，国や県の動きと歩調を合わせて，デジタル技術の活用を視野に入れたまちづくりに取り組む必要があります。

本市の人口は，これまで増加傾向で推移してきましたが，令和１１（２０２９）年をピークに減少に転じることが見込まれています。本市には，人口減少社会においても，市民が心豊かなくらしが実現できるように，人口減少のスピードを緩和し，持続可能な地域社会を構築していくことが求められています。

以上の点を踏まえ，「デジタル技術を活用したまちづくりの推進」を戦略の横断的な視点に位置づけ，以下の４つの基本目標を設定し，取組を推進します。

横断的な視点	デジタル技術を活用したまちづくりの推進

本市は，デジタル田園都市国家構想を実現するため，４つの基本目標の達成に向けて，デジタル技術を施策横断的に活用した取組を推進します（図表２３）。

図表 23　総合戦略の横断的な視点

基本目標１　結婚，妊娠・出産，子育ての希望をかなえる

＜基本的方向＞

- 誰もが安心してこどもを産み・育てることができる環境づくりを推進します。
- こどもや子育てを地域全体で支える機運の醸成や，子育て世帯が仕事と子育てを両立できる環境づくりを推進します。
- 充実した教育・保育環境を整え，持続可能な社会の創り手の育成，社会に根差したウェルビーイングの向上を図ります。

＜施策体系＞

（１）結婚，妊娠・出産，子育ての環境整備
（２）働きながら子育てしやすい環境づくり
（３）質の高い教育を受けられる環境づくり

基本目標２　まちの魅力を創出し新しい人の流れをつくる

＜基本的方向＞

- まちの魅力を高めるため，市のシンボルであるツツジやバラのほか，新川千本桜などの活用を図り，シティプロモーションを推進します。
- 空き家などを地域の魅力を高める資産として捉え，情報発信やマッチングにより，増加し続ける空き家などの利活用や流通を促進します。
- 多様な観光資源や自然を活用し，新たな交流人口及び関係人口*の創出を図ります。
- 文化芸術活動やスポーツ活動を通じて，市内外の交流の輪を広げます。

＜施策体系＞

（１）魅力やにぎわいの創出による移住・定住の促進
（２）地域資源を活用した観光振興
（３）文化芸術活動やスポーツ活動の機会の充実

＊ 関係人口：移住した「定住人口」でもなく，観光に来た「交流人口」でもない，地域と多様に関わる人々を指す。地方圏は，人口減少・高齢化により，地域づくりの担い手不足という課題に直面しているが，「関係人口」と呼ばれる地域外の人材が，地域づくりの担い手となることが期待されている。

基本目標３　地域経済の稼ぐ力を高める

＜基本的方向＞

- 中小企業の強み・特色を生かして，地域経済の持続的な発展を目指します。
- 地域経済の活性化と雇用の場の拡大に向けて，企業ニーズの把握に努めるとともに，成長産業分野の産業誘導を促進します。
- 消費地に近い都市型農業の利点を生かして，本市の農業の競争力を高めます。
- 新規創業・就農希望者の支援や事業承継を推進し，次世代を担う人材を確保します。

＜施策体系＞

（１）中小企業の活性化支援
（２）産業誘導の促進
（３）都市型農業の振興と担い手の育成
（４）新たな創業・就農人材の確保

基本目標４　持続可能なまちをつくる

＜基本的方向＞

- 健康寿命を延伸し，生涯を通じて活躍ができるよう，誰もが健康でいきいきと暮らせる環境づくりを推進します。
- 市内外のアクセスの利便性を高められるよう，利用しやすく快適な公共交通ネットワークを構築します。
- 大規模な自然災害や新たな感染症にも対応できる体制を構築するとともに，都市基盤の機能を保持し，安心して快適に暮らせるまちづくりを推進します。
- カーボンニュートラルの実現に向けて，市民，事業者，行政が一体となって地球温暖化防止に関する取組を推進します。

＜施策体系＞

（１）医療，福祉，保健環境の充実
（２）公共交通の充実
（３）災害に強いまちづくりの推進
（４）カーボンニュートラルの推進

第４章　第５次総合計画後期基本計画との関連

第3期八千代市まち・ひと・しごと創生総合戦略	第5次総合計画後期基本計画				
(基本目標1)結婚，妊娠・出産，子育ての希望をかなえる	施策内容				
(1)結婚，妊娠・出産，子育ての環境整備	1章	1	1	(1)	こどもの最善の利益の尊重
		1	1	(2)	こどもの健やかな成長の促進
		1	2	(1)	多様な保育ニーズへの対応
		1	2	(2)	こどもを育む幼児教育・保育
		1	3	(1)	切れ目のないこども・子育て支援の充実
		1	3	(2)	子育て家庭の経済的負担の軽減
		1	3	(3)	児童虐待の防止
		1	3	(4)	ひとり親家庭への支援
(2)働きながら子育てしやすい環境づくり	5章	3	1	(1)	就業の実現と安定
	6章	3	1	(2)	誰もが活躍できる環境づくり
		3	1	(4)	ジェンダー平等に関する啓発と教育の推進
(3)質の高い教育を受けられる環境づくり	2章	1	1	(1)	教育環境の整備
		1	1	(2)	教育内容の充実
		1	1	(5)	教育DXの推進
(基本目標2)まちの魅力を創出し新しい人の流れをつくる	施策内容				
(1)魅力やにぎわいの創出による移住・定住の促進	4章	1	1	(1)	市街地の整備・誘導・保全
		1	1	(2)	地域まちづくりの推進
		1	2	(3)	多様な世帯が地域に住み続けるための住宅支援
		1	2	(4)	地域の住宅ストックの有効活用
		1	3	(1)	都市公園の整備
		1	3	(2)	緑化の推進
(2)地域資源を活用した観光振興	6章	3	4	(1)	魅力創造の推進
		3	4	(2)	魅力発信の充実
(3)文化芸術活動やスポーツ活動の機会の充実	2章	3	1	(1)	文化活動の推進
		3	1	(2)	文化芸術施設の活用・充実
		4	1	(1)	スポーツ活動の推進
		4	1	(2)	スポーツ環境の整備
		4	1	(3)	スポーツ施設の充実
(基本目標3)地域経済の稼ぐ力を高める	施策内容				
(1)中小企業の活性化支援	5章	2	1	(1)	商業の振興
		2	2	(1)	工業の振興
(2)産業誘導の促進	5章	2	1	(1)	商業の振興
		2	2	(1)	工業の振興
(3)都市型農業の振興と担い手の育成	5章	1	1	(1)	農業所得の向上
		1	1	(2)	農業を担う多様な人材の確保や育成
		1	2	(1)	農地の整備と担い手への集積
(4)新たな創業・就農人材の確保	5章	3	1	(1)	就業の実現と安定
(基本目標4)持続可能なまちをつくる	施策内容				
(1)医療，福祉，保健環境の充実	1章	2	1	(2)	地域共生社会の推進
		2	2	(1)	障害の発生予防・早期受診・治療
		2	2	(2)	障害者(児)福祉サービスの充実
		2	2	(3)	社会参加の促進
		2	3	(1)	高齢者福祉サービス
		2	3	(2)	生きがい対策の推進
		4	1	(1)	健康づくりの推進
		4	1	(2)	疾病対策の推進
		4	2	(1)	地域医療体制の充実
		4	2	(2)	救急医療体制の維持継続
(2)公共交通の充実	4章	2	1	(1)	鉄道輸送の充実
		2	1	(2)	バス輸送などの維持
		2	1	(3)	駅前広場の整備
		2	2	(1)	道路ネットワークの整備
(3)災害に強いまちづくりの推進	3章	2	1	(1)	災害予防体制の充実
		2	1	(2)	災害応急対策の充実
		2	1	(3)	都市防災対策の推進
		2	2	(1)	火災予防の推進
		2	2	(2)	消防・救助体制の充実
		2	2	(3)	救急体制の充実
		3	1	(3)	災害対策の強化
(4)カーボンニュートラルの推進	4章	3	2	(1)	温室効果ガスの削減
		3	2	(2)	生物多様性の保全
		4	1	(1)	ごみ減量・リサイクルの推進
		4	1	(2)	環境負荷の少ない適正なごみ処理の推進